

名古屋市公報	令和 5年 3月29日 第196号	
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 発行人 名古屋市総務局行政部法制課長	

目次	ページ
条 例	
○ 名古屋市博物館条例等の一部を改正する条例（教育・総務課）	（第11号） 7
○ 名古屋市エスカレーターの安全な利用の促進に関する条例 （ス市・消費生活課）	（第12号） 11
○ 名古屋市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特 定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例 （ス市・市民活動推進センター）	（第13号） 14
○ 名古屋市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条 例（ス市・市民活動推進センター）	（第14号） 16
規 則	
○ 名古屋市道路附属物自動車駐車場条例施行細則の一部を改正 する規則（緑土・総務課）	（第20号） 18
告 示	
○ 個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の 指定に関する告示の一部改正（財政・税制課）	（第153号） 20
○ 災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所の指定 （防災・地域防災室）	（第154号） 22
○ 災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所の指定の取消し （防災・地域防災室）	（第155号） 62
○ 災害対策基本法に基づく指定一般避難所の指定 （防災・地域防災室）	（第156号） 65
○ 災害対策基本法に基づく指定一般避難所の指定の取消し （防災・地域防災室）	（第157号） 66
○ 災害対策基本法に基づく指定福祉避難所の指定 （防災・地域防災室）	（第158号） 67
○ 災害対策基本法に基づく指定福祉避難所の指定の取消し （防災・地域防災室）	（第159号） 70
○ 津波防災地域づくりに関する法律に基づく指定避難施設の指 定（防災・地域防災室）	（第160号） 71
○ 津波防災地域づくりに関する法律に基づく指定避難施設の指 定の取消し（防災・地域防災室）	（第161号） 72
○ 有料公園施設の無料公開について（緑土・緑地管理課）	（第162号） 73

○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定	(健福・保護課)	(第163号)	74
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更	(健福・保護課)	(第164号)	75
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止	(健福・保護課)	(第165号)	80
○ 指定納付受託者の指定	(ス市・市政情報室)	(第166号)	82
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定	(健福・保護課)	(第167号)	83
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更	(健福・保護課)	(第168号)	86
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止	(健福・保護課)	(第169号)	88
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の辞退	(健福・保護課)	(第170号)	90
○ 生活保護法による医療機関の指定	(健福・保護課)	(第171号)	91
○ 生活保護法による指定医療機関の廃止	(健福・保護課)	(第172号)	93
○ 生活保護法による指定医療機関の辞退	(健福・保護課)	(第173号)	94
○ 車両制限令による道路の指定に関する告示	(緑土・道路管理課)	(第174号)	95
○ 車両制限令による道路の指定に関する告示	(緑土・道路管理課)	(第175号)	98
○ 有料公園施設等の供用時間の変更について	(緑土・東山総合公園管理課)	(第176号)	100
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について	(環境・地域環境対策課)	(第177号)	102
○ 名古屋市緑笹塚土地区画整理組合の解散認可	(住都・市街地整備課)	(第178号)	103
○ 身体障害者福祉法による医師の指定	(健福・障害企画課)	(第179号)	104
○ 身体障害者福祉法による医師の指定辞退	(健福・障害企画課)	(第180号)	107

人 事 委 員 会 規 則

○ 名古屋市人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則	(第2号)	108
○ 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	(第3号)	110
○ 名古屋市人事委員会事務局職員の職名及び補職名規則の一部を改正する規則	(第4号)	112
○ 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	(第5号)	114

○ 定年による退職の特例に関する規則の一部を改正する規則	(第6号)	116
○ 職員の退職管理に関する規則及び職員からの苦情の申出及び相談に関する規則の一部を改正する規則	(第7号)	127
○ 職員の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(第8号)	129
○ 職務に専念する義務の免除基準に関する規則の一部を改正する規則	(第9号)	135

農 業 委 員 会 告 示

○ 名古屋市農業委員会会長の選出について	(第2号)	140
----------------------	-------	-----

農 業 委 員 会 規 程

○ 名古屋市農業委員会事務局規程の一部を改正する規程	(第1号)	141
○ 名古屋市農業委員会事務局長以下代決規程の一部を改正する規程	(第2号)	143

固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会 告 示

○ 名古屋市固定資産評価審査委員会規程の一部改正	(第1号)	144
○ 名古屋市固定資産評価審査委員会情報あんしん条例施行規程の一部改正	(第2号)	146

上 下 水 道 局 管 理 規 程

○ 名古屋市情報あんしん条例施行規程の一部改正	(第10号)	150
○ 名古屋市水道給水条例施行規程の一部改正	(第11号)	152

交 通 局 告 示

○ なごや観光ルートバス メーグル 1DAYチケットの発行及びなごや観光ルートバスに乗車できる乗車券の種類について	(第6号)	155
---	-------	-----

公 告

○ 土地改良区の役員の退任の公告	(緑土・都市農業課)	158
○ 土地改良区の役員の退任の公告	(緑土・都市農業課)	159

条 例 の あ ら ま し

○ 名古屋市博物館条例等の一部を改正する条例（第11号）

1 改正内容

博物館法（昭和26年法律第 285号）の一部改正に伴い、規定の整備を行います。

2 施行期日

令和 5年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市エスカレーターの安全な利用の促進に関する条例（第12号）

1 制定の目的

この条例は、エスカレーターの利用等に関し必要な事項を定めることにより、エスカレーターの安全な利用の促進を図り、もって市民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とします。

2 主な内容

(1) 市、市民、エスカレーターの利用者、管理者等及び関係事業者の責務を定めます。（第 3条から第 7条関係）

(2) エスカレーターの利用者は、右側か左側かを問わず、エスカレーターの階段（人を乗せて昇降する部分をいう。）上に立ち止まって利用しなければなりません。（第 8条関係）

(3) エスカレーターの管理者等は、その利用者に対し、立ち止まって利用するよう周知しなければなりません。（第 9条関係）

(4) 市は、エスカレーターの安全な利用の促進のため必要があると認めるときは、エスカレーターの管理者等に対し、必要な指導又は助言を行うことができます。（第10条関係）

3 施行期日

令和 5年10月 1日から施行します。

○ 名古屋市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例（第13号）

1 改正内容

地方税法（昭和25年法律第 226号）第 314条の 7第 1項第 4号の規定による個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の名称及び主たる事務所の所在地を定めます。

2 施行期日

公布の日から施行します。

○ 名古屋市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例（第14号）

1 改正内容

特定非営利活動促進法関係手続のオンライン化に当たり、規定の整備を行います。（第13条関係）

2 施行期日

別に規則で定める日から施行します。

規 則 の あ ら ま し

- 名古屋市道路附属物自動車駐車場条例施行細則の一部を改正する規則（第20号）

1 改正内容

- (1) 自動車駐車場の指定管理者が年度毎に提出する事業報告書の提出期日の変更を行います。（第9条関係）
- (2) 指定管理者指定申請書の様式について改めます。（別記様式関係）

2 施行期日等

- (1) 令和5年4月1日から施行します。ただし、第9条第1項の規定は、令和6年4月1日から施行します。
- (2) この規則の施行に伴う経過措置を定めます。

名古屋市博物館条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 20 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第11号

名古屋市博物館条例等の一部を改正する条例

(名古屋市博物館条例の一部改正)

第 1 条 名古屋市博物館条例（昭和52年名古屋市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 項中「博物館法（昭和26年法律第 285 号。以下「法」という。）第18条の規定に基づき、」を削り、「行なう」を「行う」に改める。

第 2 条中「行なう」を「行う」に改め、同条第 1 号中「資料（」の次に「電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。次号において同じ。）を含む。」を加え、同条中第 9 号を第12号とし、第 8 号を第11号とし、同条第 7 号中「連絡」を「連携」に改め、同号を同条第 9 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(10) 地域における教育、学術及び文化の振興、文化観光（博物館法（昭和26年法律第 285 号。以下「法」という。）第 3 条第 3 項の文化観光を

いう。)その他の活動の推進

第2条中第6号を第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

(8) 学芸員その他の博物館の事業に従事する人材の養成及び研修

第2条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 博物館資料に係る電磁的記録の作成及び公開

第7条第1項ただし書中「第8号」を「第11号」に改め、同条第2項中「第8号」を「第11号」に、「及び前項」を「及び同項」に改める。

第18条第1項中「第20条第1項」を「第23条第1項」に改める。

(名古屋市見晴台考古資料館条例の一部改正)

第2条 名古屋市見晴台考古資料館条例（昭和54年名古屋市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第1条中「博物館法（昭和26年法律第285号）第18条の規定に基づき、」を削る。

第2条第1号中「資料（」の次に「電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。次号において同じ。）を含む。」を加え、同条中第8号を第11号とし、同条第7号中「連絡」を「連携」に改め、同号を同条第9号とし、同号の次に次の1号を加える。

(10) 地域における教育、学術及び文化の振興、文化観光（博物館法（昭和26年法律第285号）第3条第3項の文化観光をいう。）その他の活動の推進

第2条中第6号を第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

(8) 学芸員その他の考古資料館の事業に従事する人材の養成及び研修

第2条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 見晴台遺跡資料に係る電磁的記録の作成及び公開

(名古屋市美術館条例の一部改正)

第3条 名古屋市美術館条例（昭和63年名古屋市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）第18条の規定に基づき、」を削る。

第2条第1号中「資料（」の次に「電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。次号において同じ。）を含む。」を加え、同条中第6号を第9号とし、同条第5号中「連絡」を「連携」に改め、同号を同条第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

(8) 地域における教育、学術及び文化の振興、文化観光（博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）第3条第3項の文化観光をいう。）その他の活動の推進

第2条中第4号を第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

(6) 学芸員その他の美術館の事業に従事する人材の養成及び研修

第2条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 美術品等に係る電磁的記録の作成及び公開

第11条第1項中「第20条第1項」を「第23条第1項」に改める。

（名古屋市科学館条例の一部改正）

第4条 名古屋市科学館条例（昭和37年名古屋市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第1条中「博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）第18条の規定に基づき、」を削る。

第2条第1号中「装置」の次に「（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。次号において同じ。）を含む。）」を加え、同条中第6号を第9号とし、同条第5号中「他機関との」の次に「連携及び」を加え、同号を同条第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

(8) 地域における教育、学術及び文化の振興、文化観光（博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）第3条第3項の文化観光をいう。）その他の活動の推進

第2条中第4号を第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

(6) 学芸員その他の科学館の事業に従事する人材の養成及び研修

第2条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 科学に関する資料及び装置に係る電磁的記録の作成及び公開

第10条第1項中「第20条第1項」を「第23条第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

名古屋市エスカレーターの安全な利用の促進に関する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 23 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第12号

名古屋市エスカレーターの安全な利用の促進に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、エスカレーターの利用等に関し必要な事項を定めることにより、エスカレーターの安全な利用の促進を図り、もって市民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) エスカレーター 建築基準法施行令（昭和25年政令第 338 号）第 129 条の 3 第 1 項第 2 号に規定するエスカレーターその他これに類するものであって、不特定の者の用に供されるものをいう。
- (2) 市民 市内に居住する者又は市内に通勤若しくは通学する者をいう。
- (3) 利用者 市内においてエスカレーターを利用する者をいう。
- (4) 管理者等 市内に所在する施設であつて、エスカレーターが設置されて

いるものの管理者又は所有者をいう。

- (5) 関係事業者 市内において、エスカレーターの製造、据付け、保守、改修等を業として行っている者（当該者が組織する団体（以下「関係団体」という。）を含む。）をいう。

（市の責務）

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、エスカレーターの安全な利用の促進に関し必要な施策を実施しなければならない。

- 2 市は、前項の施策の実施に当たっては、国、他の地方公共団体及び関係団体との連携を図り、必要な協力を求めるものとする。

（市民の責務）

第4条 市民は、エスカレーターの安全な利用について理解を深めるとともに、市が実施するエスカレーターの安全な利用の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（利用者の責務）

第5条 利用者は、エスカレーターの利用による事故等を防止するため、エスカレーターの安全な利用に努めなければならない。

（管理者等の責務）

第6条 管理者等は、利用者に対し、エスカレーターの安全な利用に関する啓発を行うよう努めなければならない。

- 2 管理者等は、市が実施するエスカレーターの安全な利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（関係事業者の責務）

第7条 関係事業者は、その事業活動を通じて、エスカレーターの安全な利用に関する啓発を行うよう努めるものとする。

- 2 関係事業者は、市が実施するエスカレーターの安全な利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（利用上の義務）

第8条 利用者は、右側か左側かを問わず、エスカレーターの踏段（人を乗せて昇降する部分をいう。）上に立ち止まらなければならない。

（利用方法の周知義務）

第9条 管理者等は、利用者に対し、前条に規定する方法によりエスカレーターを利用するよう周知しなければならない。

(指導及び助言)

第10条 市長は、エスカレーターの安全な利用の促進のため必要があると認めるときは、管理者等に対し、必要な指導又は助言を行うことができる。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和5年10月1日から施行する。

名古屋市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 23 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第13号

名古屋市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非
営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例

名古屋市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例（平成28年名古屋市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。
本則の表中

「

特定非営利活動法人権利擁護支 援・ぷらっとほ一む	名古屋市緑区鳴子町 2 丁目 170 番地
-----------------------------	-----------------------

を

」

「

特定非営利活動法人権利擁護支援・ぷらっとほーむ	名古屋市緑区鳴子町 2 丁目 170 番地
特定非営利活動法人花・花	名古屋市千種区内山三丁目 9 番 1 号 ザ・エステートパレス 102 号室

に

」

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

名古屋市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 24 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第14号

名古屋市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

名古屋市特定非営利活動促進法施行条例（平成24年名古屋市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第16条を第17条とし、第13条から第15条までを 1 条ずつ繰り下げ、第12条の次に次の 1 条を加える。

（情報通信技術による手続）

第13条 法第74条の規定により読み替えて適用する情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第 151 号）第 6 条から第 8 条までの規定により、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う法第74条に規定する手続に関し必要な事項については、名古屋市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和 3 年名古屋市条例第 58 号）第 3 条から第 5 条までの規定に基づく規則の規定の例による。

附 則

この条例の施行期日は、規則で定める。

名古屋市道路附属物自動車駐車場条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 24 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第20号

名古屋市道路附属物自動車駐車場条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市道路附属物自動車駐車場条例施行細則（平成21年名古屋市規則第108号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「5月31日」を「4月30日」に改める。

別記様式中「（あて先）」を「（宛先）」に、

「

所在地	電話番号			
代表者	フリガナ 氏 名		職 名	
	住 所	電話番号		

を」

「

所 在 地	電話番号 () —			
代表法人等	フリガナ 法人等名称			
	フリガナ 代表者氏名		職名	

に

」

改める。

附 則

- 1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 9 条第 1 項の改正規定及び次項の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の名古屋市道路附属物自動車駐車場条例施行細則第 9 条第 1 項の規定は、令和 7 年度以後に提出すべき事業報告書について適用し、令和 6 年度以前に提出すべき事業報告書については、なお従前の例による。

名古屋市告示第 153 号

個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定 に関する告示の一部改正

平成20年名古屋市告示第 562 号等の一部を次のように改正します。

令和 5 年 3 月 20 日

名古屋市長 河 村 た か し

1 平成20年名古屋市告示第 562 号 表中

「

社会福祉法人熱田福祉会	名古屋市熱田区一番二丁目46番16号
-------------	--------------------

」

を

「

社会福祉法人熱田福祉会	名古屋市中村区二ツ橋町三丁目35番地 1
-------------	----------------------

」

に改める。

2 平成21年名古屋市告示第41号 表中

「

社会福祉法人光洋福祉会	名古屋市守山区大字下志段味字穴ヶ洞2266 － 250
-------------	--------------------------------

」

を

「

社会福祉法人光洋福祉会	名古屋市守山区桜坂四丁目 111 番地
-------------	---------------------

」

に改める。

3 平成21年名古屋市告示第 196 号

表中

「

公益財団法人暴力追放愛知県民 会議	名古屋市昭和区円上町26番15号
----------------------	------------------

」

を

「

公益財団法人愛知県暴力追放運 動推進センター	名古屋市昭和区円上町26番15号
---------------------------	------------------

」

に改める。

名古屋市財政局税務部税制課

名古屋市告示第 154号

災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所の指定

災害対策基本法（昭和36年法律第 223号）第49条の 4第 1項に規定する指定緊急避難場所として、次のとおり指定しました。

令和 5年 3月20日

名古屋市長 河 村 た か し

名 称	所 在 地	指定年月 日	対象とする異常な 現象の種類
熱田生涯学習センター	名古屋市熱田区熱田西町 2番13号	令和 4年 3月10日	津波
愛知海運株式会社	名古屋市港区浜二丁目 1番11号	令和 4年 3月22日	洪水・内水氾濫、 津波
緑生涯学習センター上汐田教育集会所	名古屋市緑区鳴海町上 汐田 447番地	令和 4年 3月24日	津波
大同大学 X棟	名古屋市南区滝春町10 － 3	令和 4年 4月 1日	津波
名古屋市北スポーツセンター	名古屋市北区成願時一 丁目 6－12	令和 4年 4月 1日	洪水・内水氾濫、 土砂災害
ラコ・フォルテV	名古屋市熱田区青池町 三丁目63番地	令和 4年 5月24日	津波
那古野コミュニティセンター	名古屋市西区那古野二 丁目15番25号	令和 4年 6月 1日	洪水・内水氾濫
第三幼稚園	名古屋市西区那古野二 丁目15番 1号	令和 4年 6月 1日	洪水・内水氾濫

江西コミュニティセンター	名古屋市西区菊井二丁目23番 3号	令和 4年 6月 1日	洪水・内水氾濫
榎コミュニティセンター	名古屋市西区浅間二丁目 8番18号	令和 4年 6月 1日	洪水・内水氾濫
栄生コミュニティセンター	名古屋市西区栄生二丁目13番 4号	令和 4年 6月 1日	洪水・内水氾濫
枇杷島コミュニティセンター	名古屋市西区枇杷島五丁目11番15号	令和 4年 6月 1日	洪水・内水氾濫
児玉コミュニティセンター	名古屋市西区児玉二丁目 4番14号	令和 4年 6月 1日	洪水・内水氾濫
上名古屋コミュニティセンター	名古屋市西区上名古屋二丁目23番22号	令和 4年 6月 1日	洪水・内水氾濫
庄内コミュニティセンター	名古屋市西区鳥見町一丁目24番地の 2	令和 4年 6月 1日	洪水・内水氾濫
比良コミュニティセンター	名古屋市西区比良三丁目 154番地	令和 4年 6月 1日	洪水・内水氾濫
大野木コミュニティセンター	名古屋市西区大野木四丁目 181番地	令和 4年 6月 1日	洪水・内水氾濫
山田西地域センター	名古屋市西区長先町 173番地	令和 4年 6月 1日	洪水・内水氾濫
稲葉地コミュニティセンター	名古屋市中村区稲葉地町一丁目47番地	令和 4年 6月 1日	洪水・内水氾濫
稲西コミュニティセンター	名古屋市中村区稲葉地町二丁目16番地の 5	令和 4年 6月 1日	洪水・内水氾濫
中村コミュニティセンター	名古屋市中村区中村町七丁目84番地の 2	令和 4年 6月 1日	洪水・内水氾濫
則武コミュニティセンター	名古屋市中村区則武二丁目 8番17号	令和 4年 6月 1日	洪水・内水氾濫
新明コミュニティセンター	名古屋市中村区名駅三丁目17番 3号	令和 4年 6月 1日	洪水・内水氾濫

岩塚コミュニティ センター	名古屋市中村区岩塚町 三丁目 192番地	令和 4年 6月 1日	洪水・内水氾濫
荒子コミュニティ センター	名古屋市中川区中郷二 丁目 164番地	令和 4年 6月 1日	洪水・内水氾濫
小碓コミュニティ センター	名古屋市港区港北町二 丁目34番地	令和 4年 6月 1日	洪水・内水氾濫
正保コミュニティ センター	名古屋市港区正保町八 丁目 134番地	令和 4年 6月 1日	洪水・内水氾濫
明德コミュニティ センター	名古屋市港区小碓四丁 目 147番地	令和 4年 6月 1日	洪水・内水氾濫
当知コミュニティ センター	名古屋市港区当知一丁 目 601番地の 1	令和 4年 6月 1日	洪水・内水氾濫
神宮寺コミュニテ ィセンター	名古屋市港区宝神町字 会所裏 724番地の 1	令和 4年 6月 1日	洪水・内水氾濫
コノミヤ滝の水店	名古屋市緑区滝ノ水三 丁目 301番地	令和 4年 6月 1日	高潮
愛知海運株式会社	名古屋市港区浜二丁目 1番11号	令和 4年 6月 1日	高潮
六郷小学校	名古屋市北区大曾根三 丁目15番82号	令和 4年 6月 1日	高潮
六郷コミュニティ センター	名古屋市北区大曾根三 丁目15番90号	令和 4年 6月 1日	高潮
六郷北小学校	名古屋市北区山田四丁 目14番56号	令和 4年 6月 1日	高潮
六郷北コミュニテ ィセンター	名古屋市北区山田町三 丁目46番地	令和 4年 6月 1日	高潮
山田幼稚園	名古屋市北区山田町四 丁目42番地	令和 4年 6月 1日	高潮
飯田小学校	名古屋市北区平安二丁 目 7番14号	令和 4年 6月 1日	高潮

飯田コミュニティ センター	名古屋市北区平安二丁 目 3番24号	令和 4年 6月 1日	高潮
宮前小学校	名古屋市北区上飯田南 町四丁目 1番地の 2	令和 4年 6月 1日	高潮
大曾根中学校	名古屋市北区上飯田東 町二丁目 100番地	令和 4年 6月 1日	高潮
宮前コミュニティ センター	名古屋市北区上飯田東 町四丁目53番地	令和 4年 6月 1日	高潮
名北小学校	名古屋市北区下飯田町 一丁目34番地	令和 4年 6月 1日	高潮
若葉中学校	名古屋市北区石園町二 丁目16番地	令和 4年 6月 1日	高潮
名北コミュニティ センター	名古屋市北区下飯田町 三丁目 3番地の 1	令和 4年 6月 1日	高潮
辻小学校	名古屋市北区辻町一丁 目32番地の 4	令和 4年 6月 1日	高潮
辻コミュニティセ ンター	名古屋市北区辻町九丁 目62番地の 1	令和 4年 6月 1日	高潮
守山水処理センタ ー	名古屋市北区米が瀬町 3番地の 1	令和 4年 6月 1日	高潮
杉村小学校	名古屋市北区長田町三 丁目62番地	令和 4年 6月 1日	高潮
杉村コミュニティ センター	名古屋市北区水切町六 丁目87番地	令和 4年 6月 1日	高潮
大杉小学校	名古屋市北区大杉三丁 目 9番21号	令和 4年 6月 1日	高潮
大杉コミュニティ センター	名古屋市北区大杉三丁 目20番19号	令和 4年 6月 1日	高潮
清水小学校	名古屋市北区清水五丁 目 3番 1号	令和 4年 6月 1日	高潮

八王子中学校	名古屋市北区清水四丁目 4番 1号	令和 4年 6月 1日	高潮
清水コミュニティセンター	名古屋市北区柳原三丁目 9番15号	令和 4年 6月 1日	高潮
名古屋市青少年交流プラザ	名古屋市北区柳原三丁目 6番 8号	令和 4年 6月 1日	高潮
金城小学校	名古屋市北区金城三丁目11番 6号	令和 4年 6月 1日	高潮
金城コミュニティセンター	名古屋市北区平手町二丁目 6番地	令和 4年 6月 1日	高潮
東志賀小学校	名古屋市北区志賀町四丁目60番地の 3	令和 4年 6月 1日	高潮
北陵中学校	名古屋市北区志賀町二丁目12番地	令和 4年 6月 1日	高潮
東志賀コミュニティセンター	名古屋市北区志賀町五丁目 2番地の 9	令和 4年 6月 1日	高潮
北生涯学習センター	名古屋市北区黒川本通二丁目16番地の 3	令和 4年 6月 1日	高潮
城北小学校	名古屋市北区鳩岡二丁目 8番43号	令和 4年 6月 1日	高潮
城北コミュニティセンター	名古屋市北区安井二丁目 4番23号	令和 4年 6月 1日	高潮
北スポーツセンター	名古屋市北区成願寺一丁目 6番12号	令和 4年 6月 1日	高潮
県立名古屋高等技術専門校	名古屋市北区安井二丁目 4番48号	令和 4年 6月 1日	高潮
光城小学校	名古屋市北区光音寺町四丁目 1番地	令和 4年 6月 1日	高潮
志賀中学校	名古屋市北区中丸町三丁目 2番地の 1	令和 4年 6月 1日	高潮

光城コミュニティ センター	名古屋市北区中丸町三 丁目 2番地の 3	令和 4年 6月 1日	高潮
川中小学校	名古屋市北区福德町五 丁目52番地	令和 4年 6月 1日	高潮
中切集会所	名古屋市北区中切町二 丁目21番地	令和 4年 6月 1日	高潮
県立城北つばさ高 等学校	名古屋市北区福德町広 瀬島 350－ 4	令和 4年 6月 1日	高潮
味鋤小学校	名古屋市北区楠味鋤三 丁目 126番地	令和 4年 6月 1日	高潮
北中学校	名古屋市北区中味鋤二 丁目 656番地	令和 4年 6月 1日	高潮
西味鋤小学校	名古屋市北区西味鋤二 丁目 526番地	令和 4年 6月 1日	高潮
楠小学校	名古屋市北区池花町 309番地	令和 4年 6月 1日	高潮
楠中学校	名古屋市北区楠二丁目 957番地	令和 4年 6月 1日	高潮
北高等学校	名古屋市北区如来町50 番地	令和 4年 6月 1日	高潮
楠コミュニティセ ンター	名古屋市北区若鶴町 126番地	令和 4年 6月 1日	高潮
如意小学校	名古屋市北区如意三丁 目 131番地	令和 4年 6月 1日	高潮
如意会館	名古屋市北区六が池町 39番地の 2	令和 4年 6月 1日	高潮
楠西小学校	名古屋市北区会所町89 番地	令和 4年 6月 1日	高潮
楠西コミュニティ センター	名古屋市北区喜惣治一 丁目 367番地	令和 4年 6月 1日	高潮

中央卸売市場北部 市場	愛知県西春日井郡豊山 町大字豊場字八反 107 番地	令和 4年 6月 1日	高潮
旧那古野小学校	名古屋市西区那古野二 丁目14番 1号	令和 4年 6月 1日	高潮
那古野コミュニテ ィセンター	名古屋市西区那古野二 丁目15番25号	令和 4年 6月 1日	高潮
第三幼稚園	名古屋市西区那古野二 丁目15番 1号	令和 4年 6月 1日	高潮
なごや小学校	名古屋市西区幅下一丁 目 7番17号	令和 4年 6月 1日	高潮
菊井中学校	名古屋市西区新道一丁 目 6番33号	令和 4年 6月 1日	高潮
幅下コミュニティ センター	名古屋市西区幅下一丁 目 9番30号	令和 4年 6月 1日	高潮
旧江西小学校	名古屋市西区菊井二丁 目12番32号	令和 4年 6月 1日	高潮
江西コミュニティ センター	名古屋市西区菊井二丁 目23番 3号	令和 4年 6月 1日	高潮
城西小学校	名古屋市西区城西三丁 目14番25号	令和 4年 6月 1日	高潮
城西コミュニティ センター	名古屋市西区城西四丁 目 2番21号	令和 4年 6月 1日	高潮
榎小学校	名古屋市西区押切一丁 目12番25号	令和 4年 6月 1日	高潮
天神山中学校	名古屋市西区天神山町 4番12号	令和 4年 6月 1日	高潮
県立名古屋西高等 学校	名古屋市西区天神山町 4番 7号	令和 4年 6月 1日	高潮

榎コミュニティセンター	名古屋市西区浅間二丁目 8番18号	令和 4年 6月 1日	高潮
南押切小学校	名古屋市西区則武新町二丁目14番 3号	令和 4年 6月 1日	高潮
栄生小学校	名古屋市西区栄生一丁目27番26号	令和 4年 6月 1日	高潮
栄生コミュニティセンター	名古屋市西区栄生二丁目13番 4号	令和 4年 6月 1日	高潮
名古屋市西文化センター	名古屋市西区栄生一丁目 3番20号	令和 4年 6月 1日	高潮
枇杷島小学校	名古屋市西区枇杷島三丁目16番33号	令和 4年 6月 1日	高潮
枇杷島コミュニティセンター	名古屋市西区枇杷島五丁目11番15号	令和 4年 6月 1日	高潮
枇杷島スポーツセンター	名古屋市西区枇杷島一丁目 1番 2号	令和 4年 6月 1日	高潮
児玉小学校	名古屋市西区児玉二丁目 3番33号	令和 4年 6月 1日	高潮
浄心中学校	名古屋市西区児玉一丁目15番12号	令和 4年 6月 1日	高潮
西陵高等学校	名古屋市西区児玉二丁目20番65号	令和 4年 6月 1日	高潮
児玉コミュニティセンター	名古屋市西区児玉二丁目 4番14号	令和 4年 6月 1日	高潮
上名古屋小学校	名古屋市西区上名古屋三丁目 4番18号	令和 4年 6月 1日	高潮
上名古屋コミュニティセンター	名古屋市西区上名古屋二丁目23番22号	令和 4年 6月 1日	高潮
西生涯学習センター	名古屋市西区浄心一丁目 1番45号	令和 4年 6月 1日	高潮

庄内小学校	名古屋市西区新福寺町 二丁目 5番地の 1	令和 4年 6月 1日	高潮
名塚中学校	名古屋市西区新福寺町 二丁目 1番地の 2	令和 4年 6月 1日	高潮
庄内コミュニティ センター	名古屋市西区鳥見町一 丁目24番地の 2	令和 4年 6月 1日	高潮
稲生小学校	名古屋市西区香呑町二 丁目84番地	令和 4年 6月 1日	高潮
稲生コミュニティ センター	名古屋市西区又穂町五 丁目40番地	令和 4年 6月 1日	高潮
山田小学校	名古屋市西区八筋町 381番地の 1	令和 4年 6月 1日	高潮
山田中学校	名古屋市西区八筋町 363番地の 1	令和 4年 6月 1日	高潮
山田高等学校	名古屋市西区二方町19 番地の 1	令和 4年 6月 1日	高潮
平田小学校	名古屋市西区西原町88 番地	令和 4年 6月 1日	高潮
平田中学校	名古屋市西区山木一丁 目 1番地	令和 4年 6月 1日	高潮
比良小学校	名古屋市西区比良二丁 目 175番地	令和 4年 6月 1日	高潮
比良コミュニティ センター	名古屋市西区比良三丁 目 154番地	令和 4年 6月 1日	高潮
大野木小学校	名古屋市西区大野木三 丁目17番地	令和 4年 6月 1日	高潮
山田東中学校	名古屋市西区宝地町10 番地	令和 4年 6月 1日	高潮
大野木コミュニテ ィセンター	名古屋市西区大野木四 丁目 181番地	令和 4年 6月 1日	高潮

浮野小学校	名古屋市西区浮野町98番地	令和 4年 6月 1日	高潮
浮野コミュニティセンター	名古屋市西区浮野町97番地の93	令和 4年 6月 1日	高潮
山田西地域センター	名古屋市西区長先町 173番地	令和 4年 6月 1日	高潮
比良西小学校	名古屋市西区玉池町 347番地	令和 4年 6月 1日	高潮
中小田井小学校	名古屋市西区中小田井 二丁目 189番地	令和 4年 6月 1日	高潮
日比津小学校	名古屋市中村区高道町 二丁目 1番 3号	令和 4年 6月 1日	高潮
日比津中学校	名古屋市中村区高道町 二丁目 2番36号	令和 4年 6月 1日	高潮
名城大学附属高等学校	名古屋市中村区新富町 一丁目 3番16号	令和 4年 6月 1日	高潮
日比津コミュニティセンター	名古屋市中村区高道町 一丁目 6番 3号	令和 4年 6月 1日	高潮
諏訪小学校	名古屋市中村区諏訪町 二丁目 6番 7号	令和 4年 6月 1日	高潮
県立中村高等学校	名古屋市中村区菊水町 一丁目 2番18号	令和 4年 6月 1日	高潮
諏訪コミュニティセンター	名古屋市中村区日比津 町一丁目16番14号	令和 4年 6月 1日	高潮
稲葉地小学校	名古屋市中村区靖国町 三丁目20番地	令和 4年 6月 1日	高潮
稲葉地コミュニティセンター	名古屋市中村区稲葉地 町一丁目47番地	令和 4年 6月 1日	高潮
稲西小学校	名古屋市中村区稲西町 88番地	令和 4年 6月 1日	高潮

稲西コミュニティ センター	名古屋市中村区稲葉地 町二丁目16番地の 5	令和 4年 6月 1日	高潮
豊正中学校	名古屋市中村区稲葉地 町七丁目 1番地	令和 4年 6月 1日	高潮
同朋学園	名古屋市中村区稲葉地 町七丁目 1番地	令和 4年 6月 1日	高潮
中村小学校	名古屋市中村区中村町 一丁目71番地の 1	令和 4年 6月 1日	高潮
中村コミュニティ センター	名古屋市中村区中村町 七丁目84番地の 2	令和 4年 6月 1日	高潮
中村スポーツセン ター	名古屋市中村区中村町 字待屋43番地の 1	令和 4年 6月 1日	高潮
名古屋競輪場	名古屋市中村区中村町 字高畑68番地	令和 4年 6月 1日	高潮
豊臣小学校	名古屋市中村区森末町 二丁目 1番地	令和 4年 6月 1日	高潮
豊臣コミュニティ センター	名古屋市中村区森末町 四丁目 106番地	令和 4年 6月 1日	高潮
中村生涯学習セン ター	名古屋市中村区鳥居通 三丁目 1番地の 3	令和 4年 6月 1日	高潮
本陣コミュニティ センター	名古屋市中村区松原町 四丁目68番地	令和 4年 6月 1日	高潮
ほのか小学校	名古屋市中村区松原町 五丁目 5番地	令和 4年 6月 1日	高潮
則武コミュニティ センター	名古屋市中村区則武二 丁目 8番17号	令和 4年 6月 1日	高潮
笈瀬中学校	名古屋市中村区佐古前 町 5番 4号	令和 4年 6月 1日	高潮
亀島ふれあいセン ター	名古屋市中村区亀島一 丁目 5番30号ー 2	令和 4年 6月 1日	高潮

笹島小学校・笹島 中学校	名古屋市中村区名駅四 丁目19番 1号	令和 4年 6月 1日	高潮
新明コミュニティ センター	名古屋市中村区名駅三 丁目17番 3号	令和 4年 6月 1日	高潮
星槎名古屋中学校	名古屋市中村区名駅南 四丁目 6番38号	令和 4年 6月 1日	高潮
六反コミュニティ センター	名古屋市中村区名駅南 四丁目 4番 7号	令和 4年 6月 1日	高潮
牧野小学校	名古屋市中村区竹橋町 3番 4号	令和 4年 6月 1日	高潮
牧野コミュニティ センター	名古屋市中村区太閤三 丁目 7番57号	令和 4年 6月 1日	高潮
米野小学校	名古屋市中村区権現通 一丁目28番地	令和 4年 6月 1日	高潮
米野コミュニティ センター	名古屋市中村区太閤二 丁目 3番11号	令和 4年 6月 1日	高潮
日吉小学校	名古屋市中村区城主町 一丁目 1番地	令和 4年 6月 1日	高潮
黄金中学校	名古屋市中村区権現通 四丁目28番地	令和 4年 6月 1日	高潮
日吉コミュニティ センター	名古屋市中村区西米野 町四丁目40番地	令和 4年 6月 1日	高潮
千成小学校	名古屋市中村区日ノ宮 町一丁目 120番地	令和 4年 6月 1日	高潮
千成コミュニティ センター	名古屋市中村区砂田町 一丁目12番地	令和 4年 6月 1日	高潮
柳小学校	名古屋市中村区烏森町 二丁目25番地	令和 4年 6月 1日	高潮
豊国中学校	名古屋市中村区北畑町 一丁目 8番地	令和 4年 6月 1日	高潮

県立松蔭高等学校	名古屋市中村区烏森町 二丁目 2番地	令和 4年 6月 1日	高潮
岩塚小学校	名古屋市中村区岩塚町 四丁目17番地	令和 4年 6月 1日	高潮
御田中学校	名古屋市中村区岩塚町 二丁目10番地	令和 4年 6月 1日	高潮
岩塚コミュニティ センター	名古屋市中村区岩塚町 三丁目 192番地	令和 4年 6月 1日	高潮
八社小学校	名古屋市中村区八社一 丁目 199番地の 2	令和 4年 6月 1日	高潮
名城小学校	名古屋市中区丸の内三 丁目 3番35号	令和 4年 6月 1日	高潮
丸の内中学校	名古屋市中区三の丸一 丁目 9番 2号	令和 4年 6月 1日	高潮
御園小学校	名古屋市中区錦一丁目 9番 1号	令和 4年 6月 1日	高潮
栄小学校	名古屋市中区栄一丁目 28番 1号	令和 4年 6月 1日	高潮
中スポーツセンタ ー	名古屋市中区栄一丁目 30番10号	令和 4年 6月 1日	高潮
新栄小学校	名古屋市中区新栄三丁 目15番51号	令和 4年 6月 1日	高潮
白山中学校	名古屋市中区新栄一丁 目15番56号	令和 4年 6月 1日	高潮
名古屋市中文化セ ンター	名古屋市中区新栄三丁 目32番13号	令和 4年 6月 1日	高潮
千早小学校	名古屋市中区新栄一丁 目44番36号	令和 4年 6月 1日	高潮
千早コミュニティ センター	名古屋市中区新栄一丁 目48番16号	令和 4年 6月 1日	高潮

老松小学校	名古屋市中区千代田一丁目 9番36号	令和 4年 6月 1日	高潮
大須小学校	名古屋市中区大須一丁目31番 4号	令和 4年 6月 1日	高潮
前津中学校	名古屋市中区大須四丁目 8番88号	令和 4年 6月 1日	高潮
松原小学校	名古屋市中区松原三丁目 5番 3号	令和 4年 6月 1日	高潮
真宗大谷派名古屋別院（東別院）	名古屋市中区橘二丁目 8番55号	令和 4年 6月 1日	高潮
橘小学校	名古屋市中区橘一丁目 13番12号	令和 4年 6月 1日	高潮
中学生涯学習センター	名古屋市中区橘一丁目 7番11号	令和 4年 6月 1日	高潮
名古屋市女性会館・名古屋市男女平等参画推進センター（イーブルなごや）	名古屋市中区大井町 7番25号	令和 4年 6月 1日	高潮
橘コミュニティセンター	名古屋市中区橘一丁目 14番 4号	令和 4年 6月 1日	高潮
美容あいち会館	名古屋市中区上前津二丁目10番28号	令和 4年 6月 1日	高潮
平和小学校	名古屋市中区平和一丁目14番 3号	令和 4年 6月 1日	高潮
正木小学校	名古屋市中区正木一丁目17番33号	令和 4年 6月 1日	高潮
伊勢山中学校	名古屋市中区正木三丁目 2番21号	令和 4年 6月 1日	高潮

八事小学校	名古屋市昭和区五軒家町25番地	令和 4年 6月 1日	高潮
駒方中学校	名古屋市昭和区駒方町三丁目23番地	令和 4年 6月 1日	高潮
八事コミュニティセンター	名古屋市昭和区広路町字南山79番地	令和 4年 6月 1日	高潮
滝川小学校	名古屋市昭和区滝川町131番地	令和 4年 6月 1日	高潮
中京大学	名古屋市昭和区八事本町 101番地の 2	令和 4年 6月 1日	高潮
滝川コミュニティセンター	名古屋市昭和区川名山町46番地の 4	令和 4年 6月 1日	高潮
広路小学校	名古屋市昭和区川原通八丁目21番地	令和 4年 6月 1日	高潮
広路コミュニティセンター	名古屋市昭和区川名本町二丁目10番地の 1	令和 4年 6月 1日	高潮
名古屋市昭和 문화小劇場	名古屋市昭和区花見通一丁目41番地の 2	令和 4年 6月 1日	高潮
川原小学校	名古屋市昭和区萩原町二丁目 1番地	令和 4年 6月 1日	高潮
川原コミュニティセンター	名古屋市昭和区向山町一丁目52番地の 2	令和 4年 6月 1日	高潮
児童福祉センター	名古屋市昭和区折戸町四丁目16番地	令和 4年 6月 1日	高潮
伊勝小学校	名古屋市昭和区伊勝町二丁目 100番地	令和 4年 6月 1日	高潮
川名中学校	名古屋市昭和区楽園町93番地	令和 4年 6月 1日	高潮
伊勝コミュニティセンター	名古屋市昭和区福原町一丁目38番地	令和 4年 6月 1日	高潮

南山大学	名古屋市昭和区山里町 18番地	令和 4年 6月 1日	高潮
松栄小学校	名古屋市昭和区長戸町 二丁目 1番地	令和 4年 6月 1日	高潮
名古屋国際中学 校・高等学校	名古屋市昭和区広路本 町一丁目16番地	令和 4年 6月 1日	高潮
昭和生涯学習セン ター	名古屋市昭和区石仏町 一丁目48番地	令和 4年 6月 1日	高潮
松栄コミュニティ センター	名古屋市昭和区菊園町 一丁目12番地	令和 4年 6月 1日	高潮
御器所小学校	名古屋市昭和区明月町 一丁目32番地	令和 4年 6月 1日	高潮
桜山中学校	名古屋市昭和区池端町 一丁目15番地	令和 4年 6月 1日	高潮
向陽高等学校	名古屋市昭和区広池町 47番地	令和 4年 6月 1日	高潮
御器所コミュニテ ィセンター	名古屋市昭和区紅梅町 二丁目15番地の 2	令和 4年 6月 1日	高潮
吹上小学校	名古屋市昭和区吹上町 一丁目22番地	令和 4年 6月 1日	高潮
昭和スポーツセン ター	名古屋市昭和区吹上二 丁目 6番15号	令和 4年 6月 1日	高潮
吹上コミュニティ センター	名古屋市昭和区鶴羽町 一丁目 9番 1号	令和 4年 6月 1日	高潮
鶴舞小学校	名古屋市昭和区鶴舞一 丁目 1番85号	令和 4年 6月 1日	高潮
北山中学校	名古屋市昭和区鶴舞三 丁目 9番23号	令和 4年 6月 1日	高潮
鶴舞コミュニティ センター	名古屋市昭和区鶴舞四 丁目 2番25号	令和 4年 6月 1日	高潮

名古屋市公会堂	名古屋市昭和区鶴舞一丁目 1番 3号	令和 4年 6月 1日	高潮
村雲小学校	名古屋市昭和区村雲町 26番16号	令和 4年 6月 1日	高潮
円上中学校	名古屋市昭和区滝子町 17番地18号	令和 4年 6月 1日	高潮
白金小学校	名古屋市昭和区白金二丁目 2番 5号	令和 4年 6月 1日	高潮
白金コミュニティ センター	名古屋市昭和区白金一丁目20番18号	令和 4年 6月 1日	高潮
御劔小学校	名古屋市瑞穂区亀城町 五丁目 4 番地の 1	令和 4年 6月 1日	高潮
瑞穂ヶ丘中学校	名古屋市瑞穂区高田町 三丁目28番地	令和 4年 6月 1日	高潮
日本ガイシみずほ 会館	名古屋市瑞穂区亀城町 二丁目 4番	令和 4年 6月 1日	高潮
名古屋市立大学滝 子（山の畑）キャ ンパス 体育館	名古屋市瑞穂区瑞穂町 字山の畑 1番地	令和 4年 6月 1日	高潮
高田小学校	名古屋市瑞穂区宝田町 四丁目 1番地	令和 4年 6月 1日	高潮
高田コミュニティ センター	名古屋市瑞穂区直来町 一丁目 7番地の 1	令和 4年 6月 1日	高潮
堀田小学校	名古屋市瑞穂区新開町 24番13号	令和 4年 6月 1日	高潮
瑞穂生涯学習セン ター	名古屋市瑞穂区惣作町 二丁目27番地の 3	令和 4年 6月 1日	高潮
穂波小学校	名古屋市瑞穂区河岸一丁目 1番38号	令和 4年 6月 1日	高潮

田光中学校	名古屋市瑞穂区内浜町 5番16号	令和 4年 6月 1日	高潮
穂波コミュニティ センター	名古屋市瑞穂区神穂町 5番18号	令和 4年 6月 1日	高潮
井戸田小学校	名古屋市瑞穂区姫宮町 一丁目46番地	令和 4年 6月 1日	高潮
井戸田コミュニテ ィセンター	名古屋市瑞穂区井戸田 町三丁目25番地の 1	令和 4年 6月 1日	高潮
瑞穂小学校	名古屋市瑞穂区牧町二 丁目46番地	令和 4年 6月 1日	高潮
津賀田中学校	名古屋市瑞穂区津賀田 町一丁目38番地	令和 4年 6月 1日	高潮
県立瑞陵高等学校 体育館	名古屋市瑞穂区北原町 二丁目 1番地	令和 4年 6月 1日	高潮
瑞穂コミュニティ センター	名古屋市瑞穂区津賀田 町三丁目83番地の 1	令和 4年 6月 1日	高潮
豊岡小学校	名古屋市瑞穂区膳棚町 三丁目60番地	令和 4年 6月 1日	高潮
中根小学校	名古屋市瑞穂区井の元 町50番地	令和 4年 6月 1日	高潮
弥富小学校	名古屋市瑞穂区日向町 四丁目23番地の 1	令和 4年 6月 1日	高潮
萩山中学校	名古屋市瑞穂区市丘町 一丁目48番地	令和 4年 6月 1日	高潮
県立昭和高等学校	名古屋市瑞穂区玉水町 一丁目18番地	令和 4年 6月 1日	高潮
弥富コミュニティ センター	名古屋市瑞穂区師長町 82番地の 2	令和 4年 6月 1日	高潮
陽明小学校	名古屋市瑞穂区密柑山 町一丁目 1番地	令和 4年 6月 1日	高潮

陽明コミュニティ センター	名古屋市瑞穂区松栄町 二丁目46番地	令和 4年 6月 1日	高潮
名古屋市総合リハ ビリテーションセ ンター	名古屋市瑞穂区弥富町 字密柑山 1番地の 2	令和 4年 6月 1日	高潮
パロマ瑞穂アリー ナ	名古屋市瑞穂区田辺通 三丁目 4番地	令和 4年 6月 1日	高潮
汐路小学校	名古屋市瑞穂区御荻町 一丁目 2番地	令和 4年 6月 1日	高潮
汐路中学校	名古屋市瑞穂区御荻町 四丁目16番地	令和 4年 6月 1日	高潮
汐路コミュニティ センター	名古屋市瑞穂区佐渡町 四丁目 9番地	令和 4年 6月 1日	高潮
高蔵小学校	名古屋市熱田区花町 7 番33号	令和 4年 6月 1日	高潮
沢上中学校	名古屋市熱田区五本松 町 4番 4号	令和 4年 6月 1日	高潮
高蔵コミュニティ センター	名古屋市熱田区沢上二 丁目 7番 8号	令和 4年 6月 1日	高潮
労働会館	名古屋市熱田区沢下町 9番 3号	令和 4年 6月 1日	高潮
旗屋小学校	名古屋市熱田区夜寒町 5番 1号	令和 4年 6月 1日	高潮
旗屋コミュニティ センター	名古屋市熱田区横田一 丁目 1番13号	令和 4年 6月 1日	高潮
白鳥小学校	名古屋市熱田区白鳥二 丁目13番12号	令和 4年 6月 1日	高潮
宮中学校	名古屋市熱田区白鳥一 丁目 3番46号	令和 4年 6月 1日	高潮

白鳥コミュニティ センター	名古屋市熱田区神戸町 802番地	令和 4年 6月 1日	高潮
東海工業専門学校	名古屋市熱田区花表町 19番14号	令和 4年 6月 1日	高潮
南養護学校	名古屋市熱田区三本松 町23番26号	令和 4年 6月 1日	高潮
千年小学校	名古屋市熱田区千年二 丁目38番26号	令和 4年 6月 1日	高潮
千年コミュニティ センター	名古屋市熱田区千年一 丁目18番 2号	令和 4年 6月 1日	高潮
愛知機械工業株式 会社体育館	名古屋市熱田区三番町 2番14号	令和 4年 6月 1日	高潮
株式会社服部組本 社ビル	名古屋市熱田区南一番 町20番 3号	令和 4年 6月 1日	高潮
船方小学校	名古屋市熱田区四番二 丁目10番43号	令和 4年 6月 1日	高潮
日比野中学校南校 舎	名古屋市熱田区一番三 丁目 2番60号	令和 4年 6月 1日	高潮
船方コミュニティ センター	名古屋市熱田区四番二 丁目10番16号	令和 4年 6月 1日	高潮
熱田生涯学習セン ター	名古屋市熱田区熱田西 町 2番13号	令和 4年 6月 1日	高潮
名古屋工業研究所	名古屋市熱田区六番三 丁目 4番41号	令和 4年 6月 1日	高潮
名古屋学院大学 名古屋キャンパス	名古屋市熱田区熱田西 町 1番25号	令和 4年 6月 1日	高潮
野立小学校	名古屋市熱田区青池町 二丁目21番地	令和 4年 6月 1日	高潮
野立コミュニティ センター	名古屋市熱田区明野町 13番19号	令和 4年 6月 1日	高潮

名古屋市中心卸売 市場本場	名古屋市熱田区川並町 2番22号	令和 4年 6月 1日	高潮
大宝小学校	名古屋市熱田区大宝三 丁目 8番43号	令和 4年 6月 1日	高潮
日比野中学校	名古屋市熱田区大宝四 丁目 2番45号	令和 4年 6月 1日	高潮
大宝コミュニティ センター	名古屋市熱田区大宝四 丁目 7番22号	令和 4年 6月 1日	高潮
名古屋国際会議場	名古屋市熱田区熱田西 町 1番 1号	令和 4年 6月 1日	高潮
広見小学校	名古屋市中川区広住町 4番41号	令和 4年 6月 1日	高潮
広見コミュニティ センター	名古屋市中川区西日置 二丁目16番 1号	令和 4年 6月 1日	高潮
露橋小学校	名古屋市中川区露橋一 丁目 9番41号	令和 4年 6月 1日	高潮
露橋コミュニティ センター	名古屋市中川区露橋二 丁目13番 1号	令和 4年 6月 1日	高潮
露橋スポーツセン ター	名古屋市中川区露橋二 丁目14番 1号	令和 4年 6月 1日	高潮
ナゴヤ球場	名古屋市中川区露橋二 丁目12番 1号	令和 4年 6月 1日	高潮
八熊小学校	名古屋市中川区八熊一 丁目 8番30号	令和 4年 6月 1日	高潮
山王中学校	名古屋市中川区山王三 丁目 7番 3号	令和 4年 6月 1日	高潮
八熊コミュニティ センター	名古屋市中川区尾頭橋 四丁目 5番24号	令和 4年 6月 1日	高潮
八幡小学校	名古屋市中川区八熊通 五丁目 4番地	令和 4年 6月 1日	高潮

八幡中学校	名古屋市中川区元中野町二丁目11番地	令和 4年 6月 1日	高潮
八幡コミュニティセンター	名古屋市中川区荒越町一丁目 1番地の 3	令和 4年 6月 1日	高潮
中川生涯学習センター	名古屋市中川区富川町一丁目 2番地の12	令和 4年 6月 1日	高潮
愛知小学校	名古屋市中川区豊成町1番35号	令和 4年 6月 1日	高潮
愛知コミュニティセンター	名古屋市中川区愛知町33番 3号	令和 4年 6月 1日	高潮
常磐小学校	名古屋市中川区小本一丁目15番 2号	令和 4年 6月 1日	高潮
西養護学校	名古屋市中川区小本一丁目19番38号	令和 4年 6月 1日	高潮
常磐コミュニティセンター	名古屋市中川区小本一丁目20番52号	令和 4年 6月 1日	高潮
篠原小学校	名古屋市中川区丸米町一丁目55番地	令和 4年 6月 1日	高潮
長良中学校	名古屋市中川区大畑町一丁目 3番地の 1	令和 4年 6月 1日	高潮
篠原コミュニティセンター	名古屋市中川区太平通三丁目10番地	令和 4年 6月 1日	高潮
昭和橋小学校	名古屋市中川区中野新町七丁目51番地の 1	令和 4年 6月 1日	高潮
工業高等学校	名古屋市中川区北江町三丁目13番地	令和 4年 6月 1日	高潮
昭和橋コミュニティセンター	名古屋市中川区玉船町一丁目 1番地の 1	令和 4年 6月 1日	高潮
玉川小学校	名古屋市中川区玉川町二丁目 1番地の 3	令和 4年 6月 1日	高潮

昭和橋中学校	名古屋市中川区八劔町 一丁目 9番地	令和 4年 6月 1日	高潮
玉川コミュニティ センター	名古屋市中川区十一番 町三丁目 1番地	令和 4年 6月 1日	高潮
野田小学校	名古屋市中川区野田一 丁目 545番地	令和 4年 6月 1日	高潮
県立中川商業高等 学校	名古屋市中川区野田三 丁目 280番地	令和 4年 6月 1日	高潮
野田コミュニティ センター	名古屋市中川区上高畑 一丁目 179番地の 2	令和 4年 6月 1日	高潮
荒子小学校	名古屋市中川区中郷四 丁目 234番地	令和 4年 6月 1日	高潮
一柳中学校	名古屋市中川区中郷四 丁目 235番地	令和 4年 6月 1日	高潮
荒子コミュニティ センター	名古屋市中川区中郷二 丁目 164番地	令和 4年 6月 1日	高潮
中島小学校	名古屋市中川区中島新 町二丁目 401番地	令和 4年 6月 1日	高潮
高杉中学校	名古屋市中川区高杉町 133番地	令和 4年 6月 1日	高潮
西中島小学校	名古屋市中川区西中島 二丁目 301番地	令和 4年 6月 1日	高潮
正色小学校	名古屋市中川区下之一 色町字権野 107番	令和 4年 6月 1日	高潮
五反田小学校	名古屋市中川区一色新 町一丁目 601番地	令和 4年 6月 1日	高潮
一色中学校	名古屋市中川区一色新 町一丁目 701番地	令和 4年 6月 1日	高潮
戸田小学校	名古屋市中川区戸田二 丁目2114番地	令和 4年 6月 1日	高潮

富田地区会館	名古屋市中川区戸田四丁目2502番地	令和 4年 6月 1日	高潮
春田小学校	名古屋市中川区東春田二丁目 243番地	令和 4年 6月 1日	高潮
富田中学校	名古屋市中川区東春田二丁目72番地	令和 4年 6月 1日	高潮
豊治小学校	名古屋市中川区かの里一丁目2501番地	令和 4年 6月 1日	高潮
供米田中学校	名古屋市中川区供米田二丁目 802番地	令和 4年 6月 1日	高潮
富田高等学校	名古屋市中川区富田町大字榎津字上鷲垂 111番地	令和 4年 6月 1日	高潮
豊治コミュニティセンター	名古屋市中川区江松四丁目 624番地	令和 4年 6月 1日	高潮
富永自治会集会所	名古屋市中川区富永三丁目91番地	令和 4年 6月 1日	高潮
長須賀小学校	名古屋市中川区前田西町一丁目1001番地	令和 4年 6月 1日	高潮
西前田小学校	名古屋市中川区前田西町三丁目1001番地	令和 4年 6月 1日	高潮
助光中学校	名古屋市中川区助光三丁目 201番地	令和 4年 6月 1日	高潮
万場小学校	名古屋市中川区万場四丁目1106番地	令和 4年 6月 1日	高潮
千音寺小学校	名古屋市中川区富田町大字千音寺字三ノ坪4666番地	令和 4年 6月 1日	高潮
はとり中学校	名古屋市中川区服部二丁目1701番地	令和 4年 6月 1日	高潮

富田北地域センター	名古屋市中川区吉津四丁目3201番地	令和 4年 6月 1日	高潮
赤星小学校	名古屋市中川区富田町大字千音寺字西五反田1560番地	令和 4年 6月 1日	高潮
赤星コミュニティセンター	名古屋市中川区富田町大字千音寺字東川岸塚1483番地の 1	令和 4年 6月 1日	高潮
明正小学校	名古屋市中川区戸田明正三丁目1001番地	令和 4年 6月 1日	高潮
東築地小学校	名古屋市港区東築地町26番地	令和 4年 6月 1日	高潮
東築地コミュニティ・多目的センター	名古屋市港区木場町 9番地の10	令和 4年 6月 1日	高潮
名古屋市中心卸売市場南部市場	名古屋市港区船見町 1番地の39	令和 4年 6月 1日	高潮
中川小学校	名古屋市港区辰巳町37番 6号	令和 4年 6月 1日	高潮
港明中学校	名古屋市港区港明一丁目 1番38号	令和 4年 6月 1日	高潮
東海小学校	名古屋市港区九番町一丁目 1番地の 3	令和 4年 6月 1日	高潮
東海コミュニティセンター	名古屋市港区南十番町一丁目 3番地	令和 4年 6月 1日	高潮
成章小学校	名古屋市港区東土古町一丁目 3番地	令和 4年 6月 1日	高潮
成章コミュニティセンター	名古屋市港区新船町四丁目 1番地の 2	令和 4年 6月 1日	高潮

愛知県武道館	名古屋市港区丸池町一丁目 1番 4	令和 4年 6月 1日	高潮
大手小学校	名古屋市港区大手町三丁目28番地	令和 4年 6月 1日	高潮
上下水道局中川西配水場	名古屋市港区いろは町五丁目16番地	令和 4年 6月 1日	高潮
港西小学校	名古屋市港区十一屋三丁目55番地	令和 4年 6月 1日	高潮
宝神中学校	名古屋市港区宝神一丁目77番地	令和 4年 6月 1日	高潮
上下水道局宝神水処理センター	名古屋市港区宝神四丁目2501番地	令和 4年 6月 1日	高潮
稲永小学校	名古屋市港区稲永四丁目 6番35号	令和 4年 6月 1日	高潮
港南中学校	名古屋市港区稲永一丁目 4番39号	令和 4年 6月 1日	高潮
野跡小学校	名古屋市港区野跡一丁目 4番11号	令和 4年 6月 1日	高潮
稲永スポーツセンター	名古屋市港区野跡五丁目 1番10号	令和 4年 6月 1日	高潮
市営みなと荘集会所（1棟）	名古屋市港区野跡四丁目 1番	令和 4年 6月 1日	高潮
小碓小学校	名古屋市港区土古町四丁目59番地	令和 4年 6月 1日	高潮
港北中学校	名古屋市港区港北町二丁目 1番地	令和 4年 6月 1日	高潮
名古屋競馬場	名古屋市港区泰明町一丁目 1番地	令和 4年 6月 1日	高潮
正保小学校	名古屋市港区正保町五丁目22番地	令和 4年 6月 1日	高潮

明德小学校	名古屋市港区小碓三丁目 259番地	令和 4年 6月 1日	高潮
当知小学校	名古屋市港区当知三丁目2401番地	令和 4年 6月 1日	高潮
当知中学校	名古屋市港区当知一丁目 608番地	令和 4年 6月 1日	高潮
西築地小学校	名古屋市港区浜一丁目 2番33号	令和 4年 6月 1日	高潮
西築地コミュニティセンター	名古屋市港区浜二丁目 10番31号	令和 4年 6月 1日	高潮
名古屋港管理組合 本庁舎・名古屋港 湾会館	名古屋市港区港町 1番 11号	令和 4年 6月 1日	高潮
港楽小学校	名古屋市港区港楽二丁目 3番36号	令和 4年 6月 1日	高潮
東港中学校	名古屋市港区港楽一丁目 7番16号	令和 4年 6月 1日	高潮
港生涯学習センター	名古屋市港区港陽一丁目10番18号	令和 4年 6月 1日	高潮
高木小学校	名古屋市港区高木町三丁目20番地	令和 4年 6月 1日	高潮
県立惟信高等学校	名古屋市港区惟信町二丁目 262番地	令和 4年 6月 1日	高潮
神宮寺小学校	名古屋市港区神宮寺二丁目 501番地	令和 4年 6月 1日	高潮
南陽小学校	名古屋市港区東茶屋二丁目 328番地	令和 4年 6月 1日	高潮
南陽東中学校	名古屋市港区西茶屋一丁目35番地の 2	令和 4年 6月 1日	高潮

県立南陽高等学校	名古屋市港区大西二丁目99番地	令和 4年 6月 1日	高潮
藤前会館	名古屋市港区藤前一丁目 742番地	令和 4年 6月 1日	高潮
西福田小学校	名古屋市港区西福田五丁目1601番地	令和 4年 6月 1日	高潮
福田小学校	名古屋市港区七反野一丁目1207番地	令和 4年 6月 1日	高潮
福田コミュニティセンター	名古屋市港区船頭場四丁目 213番地	令和 4年 6月 1日	高潮
福春小学校	名古屋市港区春田野一丁目2901番地	令和 4年 6月 1日	高潮
南陽中学校	名古屋市港区春田野三丁目 121番地	令和 4年 6月 1日	高潮
南陽地区会館	名古屋市港区春田野三丁目 101番地	令和 4年 6月 1日	高潮
明治小学校	名古屋市南区明治二丁目 3番50号	令和 4年 6月 1日	高潮
伝馬小学校	名古屋市南区豊二丁目38番 9号	令和 4年 6月 1日	高潮
明豊中学校	名古屋市南区豊二丁目39番 3号	令和 4年 6月 1日	高潮
豊田小学校	名古屋市南区豊田一丁目19番23号	令和 4年 6月 1日	高潮
道德小学校	名古屋市南区道德新町五丁目43番地	令和 4年 6月 1日	高潮
大江中学校	名古屋市南区道德新町五丁目48番地	令和 4年 6月 1日	高潮
交流センター道德	名古屋市南区道德通二丁目72番地	令和 4年 6月 1日	高潮

道徳保育園	名古屋市南区観音町六丁目20番地	令和 4年 6月 1日	高潮
呼続小学校	名古屋市南区呼続四丁目17番10号	令和 4年 6月 1日	高潮
新郊中学校	名古屋市南区呼続四丁目 4番 8号	令和 4年 6月 1日	高潮
呼続コミュニティセンター	名古屋市南区呼続四丁目 4番60号	令和 4年 6月 1日	高潮
大磯小学校	名古屋市南区北内町五丁目 1番地	令和 4年 6月 1日	高潮
大磯コミュニティセンター	名古屋市南区北内町三丁目25番地	令和 4年 6月 1日	高潮
桜小学校	名古屋市南区桜台二丁目13番38号	令和 4年 6月 1日	高潮
桜田中学校	名古屋市南区中江一丁目 4番52号	令和 4年 6月 1日	高潮
桜コミュニティセンター	名古屋市南区桜台二丁目15番 4号	令和 4年 6月 1日	高潮
菊住小学校	名古屋市南区駄上一丁目12番37号	令和 4年 6月 1日	高潮
月日教おうかんみち教会本部	名古屋市南区平子二丁目 7番14号	令和 4年 6月 1日	高潮
菊住コミュニティセンター	名古屋市南区駄上一丁目14番13号	令和 4年 6月 1日	高潮
春日野小学校	名古屋市南区春日野町9番地の 1	令和 4年 6月 1日	高潮
桜台高等学校	名古屋市南区霞町21番地	令和 4年 6月 1日	高潮
春日野コミュニティセンター	名古屋市南区霞町77番地	令和 4年 6月 1日	高潮

笠寺小学校	名古屋市南区本星崎町 本城 765番地	令和 4年 6月 1日	高潮
本城中学校	名古屋市南区鳥山町三 丁目 1番地	令和 4年 6月 1日	高潮
笠寺コミュニティ センター	名古屋市南区前浜通五 丁目 2番地の31	令和 4年 6月 1日	高潮
星崎小学校	名古屋市南区南野三丁 目 163番地	令和 4年 6月 1日	高潮
笠東小学校	名古屋市南区芝町 113 番地	令和 4年 6月 1日	高潮
笠東コミュニティ センター	名古屋市南区白雲町57 番地	令和 4年 6月 1日	高潮
大生小学校	名古屋市南区西又兵エ 町三丁目76番地	令和 4年 6月 1日	高潮
県立名古屋南高等 学校	名古屋市南区東又兵エ 町五丁目 1番地の11	令和 4年 6月 1日	高潮
南生涯学習センタ ー	名古屋市南区東又兵エ 町五丁目 1番地の10	令和 4年 6月 1日	高潮
日本ガイシスポー ツプラザ	名古屋市南区東又兵エ 町五丁目 1番地の16	令和 4年 6月 1日	高潮
宝小学校	名古屋市南区中割町二 丁目10番地	令和 4年 6月 1日	高潮
宝コミュニティセ ンター	名古屋市南区宝生町二 丁目 2番地	令和 4年 6月 1日	高潮
宝南小学校	名古屋市南区堤起町三 丁目48番地	令和 4年 6月 1日	高潮
南光中学校	名古屋市南区浜田町四 丁目 119番地	令和 4年 6月 1日	高潮
宝南コミュニティ センター	名古屋市南区元塩町一 丁目20番地の 6	令和 4年 6月 1日	高潮

白水小学校	名古屋市南区松下町二丁目 1番地	令和 4年 6月 1日	高潮
大同大学大同高等学校	名古屋市南区大同町二丁目21番地	令和 4年 6月 1日	高潮
千鳥小学校	名古屋市南区三吉町六丁目 1番地の 1	令和 4年 6月 1日	高潮
名南中学校	名古屋市南区三吉町五丁目43番地	令和 4年 6月 1日	高潮
柴田小学校	名古屋市南区白水町19番地	令和 4年 6月 1日	高潮
つどいの館 和光	名古屋市南区元柴田東町二丁目20番地の 2	令和 4年 6月 1日	高潮
大同大学	名古屋市南区滝春町10番地の 3	令和 4年 6月 1日	高潮
鳴海小学校	名古屋市緑区鳴海町字矢切98番地	令和 4年 6月 1日	高潮
鳴海コミュニティセンター	名古屋市緑区鳴海町字城22番地の 1	令和 4年 6月 1日	高潮
緑生涯学習センター	名古屋市緑区鳴海町字本町54番地	令和 4年 6月 1日	高潮
相原小学校	名古屋市緑区若田一丁目 301番地	令和 4年 6月 1日	高潮
鳴海中学校	名古屋市緑区六田二丁目96番地	令和 4年 6月 1日	高潮
相原コミュニティセンター	名古屋市緑区若田二丁目1101番地	令和 4年 6月 1日	高潮
緑スポーツセンター	名古屋市緑区相原郷一丁目2901番地	令和 4年 6月 1日	高潮
旭出小学校	名古屋市緑区旭出一丁目 101番地	令和 4年 6月 1日	高潮

緑高等学校	名古屋市緑区旭出一丁目1104番地	令和 4年 6月 1日	高潮
旭出コミュニティセンター	名古屋市緑区鹿山一丁目54番地	令和 4年 6月 1日	高潮
滝ノ水小学校	名古屋市緑区滝ノ水一丁目1901番地	令和 4年 6月 1日	高潮
滝ノ水コミュニティセンター	名古屋市緑区滝ノ水一丁目1501番地	令和 4年 6月 1日	高潮
片平小学校	名古屋市緑区鳴海町字片平18番地	令和 4年 6月 1日	高潮
千鳥丘中学校	名古屋市緑区鳴海町字山ノ神 108番地	令和 4年 6月 1日	高潮
成海神社社務所	名古屋市緑区鳴海町字乙子山85番地	令和 4年 6月 1日	高潮
浦里小学校	名古屋市緑区浦里一丁目77番地	令和 4年 6月 1日	高潮
緑小学校	名古屋市緑区鳴海町字前之輪24番地	令和 4年 6月 1日	高潮
緑コミュニティセンター	名古屋市緑区鳴海町字前之輪 106番地	令和 4年 6月 1日	高潮
平子小学校	名古屋市緑区平子が丘236番地	令和 4年 6月 1日	高潮
左京山中学校	名古屋市緑区左京山1407番地	令和 4年 6月 1日	高潮
平子コミュニティセンター	名古屋市緑区曾根二丁目36番地	令和 4年 6月 1日	高潮
県立鳴海高等学校	名古屋市緑区左京山801番地	令和 4年 6月 1日	高潮
鳴海東部小学校	名古屋市緑区平手北二丁目 901番地	令和 4年 6月 1日	高潮

鳴海東部コミュニティセンター	名古屋市緑区平手南一丁目 203番地	令和 4年 6月 1日	高潮
小坂小学校	名古屋市緑区小坂一丁目1001番地の 2	令和 4年 6月 1日	高潮
小坂コミュニティセンター	名古屋市緑区小坂二丁目2006番地	令和 4年 6月 1日	高潮
滝ノ水中学校	名古屋市緑区滝ノ水三丁目 602番地	令和 4年 6月 1日	高潮
常安小学校	名古屋市緑区乗鞍一丁目2101番地	令和 4年 6月 1日	高潮
常安コミュニティセンター	名古屋市緑区乗鞍三丁目12番地	令和 4年 6月 1日	高潮
大清水小学校	名古屋市緑区大清水西901番地	令和 4年 6月 1日	高潮
鎌倉台中学校	名古屋市緑区鎌倉台二丁目 402番地	令和 4年 6月 1日	高潮
大清水コミュニティセンター	名古屋市緑区砂田二丁目 801番地	令和 4年 6月 1日	高潮
徳重小学校	名古屋市緑区徳重二丁目 801番地	令和 4年 6月 1日	高潮
扇台中学校	名古屋市緑区徳重一丁目1201番地	令和 4年 6月 1日	高潮
徳重コミュニティセンター	名古屋市緑区徳重二丁目 401番地	令和 4年 6月 1日	高潮
徳重地区会館	名古屋市緑区元徳重町一丁目401番地	令和 4年 6月 1日	高潮
熊の前小学校	名古屋市緑区亀が洞一丁目 901番地	令和 4年 6月 1日	高潮
熊の前コミュニティセンター	名古屋市緑区藤塚一丁目 608番地の 2	令和 4年 6月 1日	高潮

神の倉小学校	名古屋市緑区神の倉二丁目 198番地	令和 4年 6月 1日	高潮
神の倉中学校	名古屋市緑区白土1201番地	令和 4年 6月 1日	高潮
神の倉コミュニティセンター	名古屋市緑区神の倉四丁目 199番地	令和 4年 6月 1日	高潮
天理教愛知大教会	名古屋市緑区東神の倉二丁目2401番地	令和 4年 6月 1日	高潮
東丘小学校	名古屋市緑区鳴海町字有松裏 9番地	令和 4年 6月 1日	高潮
東陵中学校	名古屋市緑区鳴海町字細根 100番地の 1	令和 4年 6月 1日	高潮
東丘コミュニティセンター	名古屋市緑区鳴海町字有松裏 200番地	令和 4年 6月 1日	高潮
太子小学校	名古屋市緑区太子二丁目 242番地	令和 4年 6月 1日	高潮
太子コミュニティセンター	名古屋市緑区姥子山三丁目1604番地	令和 4年 6月 1日	高潮
鳴子小学校	名古屋市緑区鳴子町二丁目69番地	令和 4年 6月 1日	高潮
鳴子台中学校	名古屋市緑区鳴子町三丁目40番地	令和 4年 6月 1日	高潮
鳴子コミュニティセンター	名古屋市緑区鳴子町二丁目70番地	令和 4年 6月 1日	高潮
長根台小学校	名古屋市緑区古鳴海二丁目 161番地の 1	令和 4年 6月 1日	高潮
長根台コミュニティセンター	名古屋市緑区鳴海町字池上98番地の 6	令和 4年 6月 1日	高潮
戸笠小学校	名古屋市緑区相川三丁目60番地	令和 4年 6月 1日	高潮

戸笠コミュニティセンター	名古屋市緑区相川三丁目 101番地	令和 4年 6月 1日	高潮
有松小学校	名古屋市緑区有松2803番地	令和 4年 6月 1日	高潮
有松中学校	名古屋市緑区有松町大字桶狭間字高根39番地の83	令和 4年 6月 1日	高潮
有松コミュニティセンター	名古屋市緑区有松3052番地	令和 4年 6月 1日	高潮
桶狭間小学校	名古屋市緑区桶狭間巻山1908番地	令和 4年 6月 1日	高潮
南陵小学校	名古屋市緑区桶狭間森前1348番地	令和 4年 6月 1日	高潮
大高小学校	名古屋市緑区大高台三丁目2601番地	令和 4年 6月 1日	高潮
大高地域コミュニティセンター	名古屋市緑区大高町字門田46番地の 1	令和 4年 6月 1日	高潮
大高学区集会所	名古屋市緑区大高台三丁目2301番地	令和 4年 6月 1日	高潮
大高南小学校	名古屋市緑区南大高一丁目1004番地	令和 4年 6月 1日	高潮
大高中学校	名古屋市緑区森の里一丁目 107番地	令和 4年 6月 1日	高潮
大高南コミュニティセンター	名古屋市緑区森の里一丁目94番地	令和 4年 6月 1日	高潮
大高北小学校	名古屋市緑区大高町字町屋川 1番地	令和 4年 6月 1日	高潮
名古屋市青少年宿泊センター	名古屋市緑区大高町字蝮池 4番地の 6	令和 4年 6月 1日	高潮

黒石小学校	名古屋市緑区黒沢台二丁目1533番地	令和 4年 6月 1日	高潮
黒石コミュニティセンター	名古屋市緑区鳴海町字神沢11番地	令和 4年 6月 1日	高潮
桃山小学校	名古屋市緑区桃山四丁目 327番地	令和 4年 6月 1日	高潮
神沢中学校	名古屋市緑区神沢二丁目1201番地	令和 4年 6月 1日	高潮
桃山コミュニティセンター	名古屋市緑区桃山二丁目96番地	令和 4年 6月 1日	高潮
平針南小学校	名古屋市天白区平針南四丁目 402番地	令和 4年 6月 1日	高潮
平針南コミュニティセンター	名古屋市天白区平針南一丁目 113番地	令和 4年 6月 1日	高潮
平針小学校	名古屋市天白区向が丘一丁目 620番地	令和 4年 6月 1日	高潮
平針中学校	名古屋市天白区中平四丁目 701番地	令和 4年 6月 1日	高潮
平針北小学校	名古屋市天白区平針一丁目 501番地	令和 4年 6月 1日	高潮
平針北コミュニティセンター	名古屋市天白区平針一丁目1415番地	令和 4年 6月 1日	高潮
原小学校	名古屋市天白区原五丁目 601番地	令和 4年 6月 1日	高潮
原中学校	名古屋市天白区原四丁目1902番地の 1	令和 4年 6月 1日	高潮
原コミュニティセンター	名古屋市天白区原四丁目1902番地の 3	令和 4年 6月 1日	高潮
植田小学校	名古屋市天白区植田本町一丁目1201番地	令和 4年 6月 1日	高潮

植田中学校	名古屋市天白区植田本町一丁目 702番地	令和 4年 6月 1日	高潮
植田コミュニティセンター	名古屋市天白区元植田二丁目 301番地	令和 4年 6月 1日	高潮
植田南小学校	名古屋市天白区植田三丁目 301番地	令和 4年 6月 1日	高潮
植田南コミュニティセンター	名古屋市天白区植田一丁目 810番地	令和 4年 6月 1日	高潮
天白スポーツセンター	名古屋市天白区植田三丁目1502番地	令和 4年 6月 1日	高潮
植田北小学校	名古屋市天白区焼山二丁目1302番地	令和 4年 6月 1日	高潮
植田北コミュニティセンター	名古屋市天白区鴻の巣一丁目 203番地	令和 4年 6月 1日	高潮
植田東小学校	名古屋市天白区植田東三丁目1003番地の 1	令和 4年 6月 1日	高潮
大坪小学校	名古屋市天白区大坪二丁目1601番地	令和 4年 6月 1日	高潮
大坪コミュニティセンター	名古屋市天白区大坪二丁目1901番地の 3	令和 4年 6月 1日	高潮
天白養護学校	名古屋市天白区植田山二丁目 101番地	令和 4年 6月 1日	高潮
名城大学（天白校舎）	名古屋市天白区塩釜口一丁目 501番地	令和 4年 6月 1日	高潮
東山公園テニスセンター	名古屋市天白区天白町大字八事字裏山60－19	令和 4年 6月 1日	高潮
八事東小学校	名古屋市天白区音聞山1801番地	令和 4年 6月 1日	高潮
八事東コミュニティセンター	名古屋市天白区元八事二丁目48番地の 1	令和 4年 6月 1日	高潮

表山小学校	名古屋市天白区表山二丁目 701番地	令和 4年 6月 1日	高潮
御幸山中学校	名古屋市天白区御幸山1001番地	令和 4年 6月 1日	高潮
表山コミュニティセンター	名古屋市天白区八事石坂 302番地の 2	令和 4年 6月 1日	高潮
天白小学校	名古屋市天白区池場二丁目1109番地	令和 4年 6月 1日	高潮
天白中学校	名古屋市天白区池場五丁目1014番地	令和 4年 6月 1日	高潮
天白コミュニティセンター	名古屋市天白区島田三丁目 912番地	令和 4年 6月 1日	高潮
天白生涯学習センター	名古屋市天白区天白町大字島田字黒石4050番地	令和 4年 6月 1日	高潮
山根小学校	名古屋市天白区山根町189番地	令和 4年 6月 1日	高潮
山根コミュニティセンター	名古屋市天白区一つ山三丁目24番地	令和 4年 6月 1日	高潮
天白学校体育センター	名古屋市天白区菅田一丁目 501番地	令和 4年 6月 1日	高潮
しまだ小学校	名古屋市天白区御前場町 351番地	令和 4年 6月 1日	高潮
しまだコミュニティセンター	名古屋市天白区高島一丁目 117番地の 2	令和 4年 6月 1日	高潮
みつば保育園	名古屋市天白区大根町57番地	令和 4年 6月 1日	高潮
高坂小学校	名古屋市天白区高坂町89番地	令和 4年 6月 1日	高潮

久方中学校	名古屋市天白区久方三丁目 163番地	令和 4年 6月 1日	高潮
高坂コミュニティセンター	名古屋市天白区高坂町93番地	令和 4年 6月 1日	高潮
相生小学校	名古屋市天白区境根町36番地	令和 4年 6月 1日	高潮
相生コミュニティセンター	名古屋市天白区久方一丁目 148番地	令和 4年 6月 1日	高潮
野並小学校	名古屋市天白区野並一丁目60番地	令和 4年 6月 1日	高潮
南天白中学校	名古屋市天白区笹原町101番地	令和 4年 6月 1日	高潮
野並コミュニティセンター	名古屋市天白区野並二丁目 391番地	令和 4年 6月 1日	高潮
若宮商業高等学校	名古屋市天白区古川町76番地	令和 4年 6月 1日	高潮
特別養護老人ホームケアマキス柴田	名古屋市南区柴田本通四丁目15番地	令和 4年 7月13日	津波
氷室荘C棟	名古屋市南区氷室町19番	令和 4年 8月19日	津波
氷室荘D棟	名古屋市南区氷室町19番	令和 4年 8月19日	津波
名港ビルディング	名古屋市港区入船二丁目 4番 6号	令和 4年 8月22日	津波
大栄産業株式会社	名古屋市中村区本陣通4-18	令和 4年 9月 9日	洪水・内水氾濫、 高潮
社会福祉法人ゆたか福祉会	名古屋市南区泉楽通四丁目 5番 5	令和 4年 9月26日	津波

医療法人生生会松蔭病院（中央病棟）	名古屋市中川区打出二丁目70番地	令和 4年 10月21日	洪水・内水氾濫、高潮
明倫コミュニティセンター	名古屋市東区出来町三丁目 7番10号	令和 4年 10月31日	洪水・内水氾濫
戸田荘西 7棟	名古屋市中川区戸田明正三丁目 801番	令和 4年 12月16日	津波
名古屋市国際展示場コンベンションセンター	名古屋市港区金城ふ頭二丁目 7ー 1	令和 4年 12月16日	津波
中村区役所等複合庁舎	名古屋市中村区松原町一丁目23番地の 1	令和 5年 1月 4日	洪水・内水氾濫、高潮、地震の揺れ
平子コミュニティセンター	名古屋市緑区平子が丘3202番地 2	令和 5年 1月17日	洪水・内水氾濫、高潮、土砂災害
愛知県立熱田高等学校	名古屋市熱田区千年一丁目17ー71	令和 5年 2月 8日	高潮
サンシャインK Y OURAKU南本館	名古屋市南区南陽通四丁目34	令和 5年 2月 8日	津波
サンシャインK Y OURAKU南駐車場棟	名古屋市南区南陽通四丁目32	令和 5年 2月 8日	津波

名古屋市防災危機管理局地域防災室

名古屋市告示第 155号

災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所の指定の取消し

災害対策基本法（昭和36年法律第 223号）第49条の 6第 1項の規定により、指定緊急避難場所の指定を次のとおり取り消しました。

令和 5年 3月20日

名古屋市長 河 村 た か し

名 称	所 在 地	指定を取り消した年月日	対象とする異常な現象の種類
中部電力パワーグリッド株式会社熱田営業所	名古屋市熱田区横田二丁目 3-24	令和 4年 2月 1日	津波
愛知海運株式会社	名古屋市港区名港二丁目 9番31号	令和 4年 3月21日	洪水・内水氾濫、 津波
エスポア内田橋	南区明治一丁目 427番地	令和 4年 3月30日	津波
T S ビル	名古屋市中川区八田町 106- 1	令和 4年 4月13日	津波
T S ビルⅡ	名古屋市中川区八田町 107- 1	令和 4年 4月13日	津波
清水ビル	名古屋市熱田区青池町 三丁目63番地	令和 4年 5月24日	津波
香流橋地域センター	名古屋市千種区香流橋 一丁目 2番35号	令和 4年 5月31日	洪水・内水氾濫

市営山田東荘集会所	名古屋市東区矢田三丁目 4番	令和 4年 5月31日	洪水・内水氾濫
川中コミュニティセンター	名古屋市北区福德町四丁目37番地の 8	令和 4年 5月31日	洪水・内水氾濫
味鋤コミュニティセンター	名古屋市北区楠味鋤三丁目1311番地の 1	令和 4年 5月31日	洪水・内水氾濫
西味鋤コミュニティセンター	名古屋市北区西味鋤四丁目 517番地	令和 4年 5月31日	洪水・内水氾濫
豊岡コミュニティセンター	名古屋市瑞穂区豊岡通三丁目29番地の 3	令和 4年 5月31日	洪水・内水氾濫
ゆたか台公民館	名古屋市中川区戸田ゆたか二丁目2415番地	令和 4年 5月31日	洪水・内水氾濫
市営江松荘集会所	名古屋市中川区江松三丁目1101番地	令和 4年 5月31日	洪水・内水氾濫
明正コミュニティセンター	名古屋市中川区戸田明正三丁目 301番地	令和 4年 5月31日	洪水・内水氾濫
シティファミリー鴨浦集会所	名古屋市港区野跡二丁目 5番 4号	令和 4年 5月31日	洪水・内水氾濫
特別養護老人ホームはるかぜ	名古屋市南区要町四丁目13番地	令和 4年 5月31日	洪水・内水氾濫
瀬古会館	名古屋市守山区幸心二丁目 825番地	令和 4年 5月31日	洪水・内水氾濫
浦里コミュニティセンター	名古屋市緑区浦里一丁目67番地	令和 4年 5月31日	洪水・内水氾濫
株式会社シーテック遠若分室	名古屋市港区遠若町三丁目 7ー 1	令和 4年 9月30日	津波
レジデンス山腰	名古屋市緑区鳴海町字山腰28	令和 4年 10月 3日	津波
平子コミュニティセンター	名古屋市緑区曾根二丁目36	令和 5年 1月14日	洪水・内水氾濫、 高潮、土砂災害

競馬場会館	名古屋市港区泰明町一丁目 1 番地	令和 5 年 2 月 28 日	洪水・内水氾濫、 高潮
-------	-------------------	--------------------	----------------

名古屋市防災危機管理局地域防災室

名古屋市告示第 156号

災害対策基本法に基づく指定一般避難所の指定

災害対策基本法（昭和36年法律第 223号）第49条の 7第 1項に規定する指定一般避難所として、次のとおり指定しました。

令和 5年 3月20日

名古屋市長 河 村 た か し

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
中根コミュニティセンター	名古屋市瑞穂区白砂町 四丁目 144番地の 1	令和 4年 2月 2日
愛知海運株式会社	名古屋市港区浜二丁目 1番11号	令和 4年 3月22日
明倫コミュニティセンター	名古屋市東区出来町三 丁目 7番10号	令和 4年10月31日
中村区役所等複合庁舎	名古屋市中村区松原町 一丁目23番地の 1	令和 5年 1月 4日
平子コミュニティセンター	名古屋市緑区平子が丘 3202番地 2	令和 5年 1月17日

名古屋市防災危機管理局地域防災室

名古屋市告示第 157号

災害対策基本法に基づく指定一般避難所の指定の取消し

災害対策基本法（昭和36年法律第 223号）第49条の 7第 2項において準用する同法第49条の 6第 1項の規定により、指定一般避難所の指定を次のとおり取り消しました。

令和 5年 3月20日

名古屋市長 河 村 た か し

名 称	所 在 地	指定を取り消した年月日
愛知海運株式会社	名古屋市港区名港二丁目 9番31号	令和 4年 3月21日
平子コミュニティセンター	名古屋市緑区曾根二丁目36	令和 5年 1月14日
競馬場会館	名古屋港区泰明町一丁目 1番地	令和 5年 2月28日

名古屋市防災危機管理局地域防災室

名古屋市告示第 158号

災害対策基本法に基づく指定福祉避難所の指定

災害対策基本法（昭和36年法律第 223号）災害対策基本法第49条の 7、災害対策基本法施行令第20条の 6及び災害対策基本法施行規則第 1条の 9に規定する指定福祉避難所として、次のとおり指定しました。

令和 5年 3月20日

名古屋市長 河 村 た か し

名 称	所 在 地	指定年月日	受 入 対 象 者
児童デイサービス おてて	名古屋市中川区宮脇町 一丁目47番地の 2	令和 4年 7月 4日	当該施設の利用者 とその家族
すまいるたいむ	名古屋市中川区下之一 色町字西ノ切10番地	令和 4年 7月 4日	当該施設の利用者 とその家族
ひょうたん山そよ 風	名古屋市守山区守山二 丁目12番地 2号	令和 4年 7月 4日	当該施設の利用者 とその家族
作業工房 花＊花	名古屋市千種区内山三 丁目 9番 1号 ザ・エ ステートパレス 102号 室	令和 4年 7月28日	当該施設の利用者 とその家族
あいうえおハウス	名古屋市瑞穂区高田町 五丁目19番地	令和 4年 7月28日	当該施設の利用者 とその家族
るっくコーポレー ション	名古屋市南区扇田町32 番地の 1	令和 4年 7月28日	当該施設の利用者 とその家族

えくら	名古屋市中川区下之一色町字権野41番地 2	令和 4年 8月19日	当該施設の利用者 とその家族
ジョブサポートセンターbeing 桜山	名古屋市昭和区下構町一丁目 3番地の 1	令和 4年 10月31日	当該施設の利用者 とその家族
デイサービスセンター幸楽荘	名古屋市港区小川一丁目17番地	令和 4年 10月31日	当該施設の利用者 とその家族
介護老人保健施設 フジタ	名古屋市緑区鳴海町字尾崎山43番地 640	令和 4年 10月31日	当該施設の利用者 とその家族
介護老人保健施設 太陽	名古屋市千種区千種二丁目22番 1号	令和 4年 11月 1日	当該施設の利用者 とその家族
複合介護施設アウ ラ神宮南	名古屋市熱田区神戸町 603番地	令和 4年 11月 1日	当該施設の利用者 とその家族
天白ワークス	名古屋市天白区御前場 町 327番地	令和 4年 11月 1日	当該施設の利用者 とその家族
フィットネスデイ ごかん浄心	名古屋市西区児玉一丁目17番 1号 ソフィア 浄心 1階	令和 4年 11月 7日	当該施設の利用者 とその家族
地域生活支援拠点 事業所まーぶる	名古屋市南区泉楽通四丁目 5番地 5	令和 4年 11月 7日	当該施設の利用者 とその家族
丸八デイサービス 日吉	名古屋市中村区日ノ宮 町一丁目61番地 1	令和 4年 11月22日	当該施設の利用者 とその家族
あしたの家	名古屋市港区七反野一丁目1828番地の 1	令和 4年 11月22日	当該施設の利用者 とその家族
障害児デイケアさ ざなみ（みなと福 祉会センター）	名古屋市港区入場一丁目 114番地 1	令和 4年 11月22日	当該施設の利用者 とその家族
特別養護老人ホー ム二方の郷	名古屋市西区二方町15 番地	令和 4年 12月16日	当該施設の利用者 とその家族

ファミリーハウス 「とんと」原	名古屋市天白区原一丁目1906番地	令和 4年 12月16日	当該施設の利用者 とその家族
サポートセンター b e i n g あつた	名古屋市熱田区神宮四丁目 4番 5号	令和 5年 1月 5日	当該施設の利用者 とその家族
小規模多機能型居 宅介護事業所アカ デミック小規模多 機能太閤	名古屋市中村区日吉町 22番地の 2	令和 5年 1月 5日	当該施設の利用者 とその家族

名古屋市防災危機管理局地域防災室

名古屋市告示第 159号

災害対策基本法に基づく指定福祉避難所の指定の取消し

災害対策基本法（昭和36年法律第 223号）第49条の 7第 2項において準用する同法第49条の 6第 1項の規定により、指定福祉避難所の指定を次のとおり取り消しました。

令和 5年 3月20日

名古屋市長 河 村 た か し

名 称	所 在 地	指定を取り消した年月日
ファミリーハウス「とんと」 原	名古屋市天白区原一丁目1906番地	令和 5年 2月28日

名古屋市防災危機管理局地域防災室

名古屋市告示第 160号

津波防災地域づくりに関する法律に基づく指定避難施設の指定

津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第 123号）第56条第 1項に規定する指定避難施設として、次のとおり指定しました。

令和 5年 3月20日

名古屋市長 河 村 た か し

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
愛知海運株式会社	名古屋市港区浜二丁目 1番11号	令和 4年 3月22日
特別養護老人ホームケアマキス柴田	名古屋市南区柴田本通四丁目15番地	令和 4年 7月13日
名港ビルディング	名古屋市港区入船二丁目 4番 6号	令和 4年 8月22日
サンシャインKYOURAKU南 本館	名古屋市南区南陽通四丁目34	令和 5年 2月 8日
サンシャインKYOURAKU南 駐車場棟	名古屋市南区南陽通四丁目32	令和 5年 2月 8日

名古屋市防災危機管理局地域防災室

名古屋市告示第 161号

津波防災地域づくりに関する法律に基づく指定避難施設の指定の
取消し

津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第 123号）第59条第 1項の
規定により、指定避難施設の指定を次のとおり取り消しました。

令和 5年 3月20日

名古屋市長 河 村 た か し

名 称	所 在 地	指定を取り消した 年月日
愛知海運株式会社	名古屋市港区名港二丁 目 9番31号	令和 4年 3月21日
エスポア内田橋	名古屋市南区明治一丁 目 427番地	令和 4年 3月30日
株式会社シーテック遠若分室	名古屋市港区遠若町三 丁目 7番 1号	令和 4年 9月30日

名古屋市防災危機管理局地域防災室

名古屋市告示第 162号

有料公園施設の無料公開について

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第13条の 2第 1項第 1号の規定により、次のとおり有料公園施設を無料公開しますので、同条第 2項の規定により告示します。

令和 5年 3月22日

名古屋市長 河 村 た か し

1 有料公園施設の名称

徳川園庭園

2 期日

令和 5年 3月19日（日）

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 163号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による介護機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 1項の規定により、また、
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特
定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、
その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 1項の規定により、各法による
介護を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 5年 3月22日

名古屋市長 河 村 た か し

1 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月 日
たつみ薬局	名古屋市中川区月島町 9番 4号	令和 5年 1 月 1日
すみれ調剤薬局	名古屋市中川区中島新町二丁目 308 番地	令和 4年 1 月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 164号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定介護機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 5項において準用する同
法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに
永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成
6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の
2第 5項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護
機関から、次のとおり変更の届出がありました。

令和 5年 3月22日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問介護

介護事業者の名称		株式会社華の花
介護事業者の所在地		名古屋市守山区竜泉寺一丁目 919番地
介護事業所の名称		ヘルパーステーション華の花
介護事業所の所在地	旧	名古屋市千種区新西二丁目 2番28号
	新	名古屋市千種区新西二丁目 3番10号
変更年月日		令和 4年 4月 1日

介護事業者の名称		株式会社B a n d e
介護事業者の所在地		名古屋市千種区今池四丁目 4番 1号
介護事業所の名称		ケアサービス絆
介護事業所の所在地	旧	名古屋市千種区今池三丁目12番13号

地	新	名古屋市千種区今池四丁目 4番 1号
変 更 年 月 日	令和 4年 8月 4日	

介 護 事 業 者 の 名 称		株式会社アンビス
介 護 事 業 者 の 所 在 地	旧	東京都中央区八重洲二丁目 7番 2号
	新	東京都中央区京橋一丁目 6番 1号
介 護 事 業 所 の 名 称		医心館訪問介護ステーション本陣
介 護 事 業 所 の 所 在 地		名古屋市中村区上ノ宮町 2丁目 4番地の 1
変 更 年 月 日		令和 5年 2月 6日

介 護 事 業 者 の 名 称		L A G O M 合同会社
介 護 事 業 者 の 所 在 地		名古屋市名東区亀の井三丁目68番地の 1
介 護 事 業 所 の 名 称		L A G O M 西山ヘルパーステーション
介 護 事 業 所 の 所 在 地	旧	名古屋市名東区にじが丘 3丁目31番地
	新	名古屋市名東区亀の井三丁目68番地の 1
変 更 年 月 日		令和 4年 7月 1日

2 訪問看護及び介護予防訪問看護

介 護 事 業 所 の 名 称		フレンズクリニック
介 護 事 業 所 の 所 在 地	旧	名古屋市西区枇杷島三丁目28番23号
	新	名古屋市西区新道一丁目21番 5号
変 更 年 月 日		令和 5年 4月 1日

介 護 事 業 者 の 名 称		株式会社アンビス
介 護 事 業 者 の 所 在 地	旧	東京都中央区八重洲二丁目 7番 2号
	新	東京都中央区京橋一丁目 6番 1号
介 護 事 業 所 の 名 称		医心館訪問看護ステーション本陣
介 護 事 業 所 の 所 在 地		名古屋市中村区上ノ宮町 2丁目 4番地の 1
変 更 年 月 日		令和 5年 2月 6日

介護事業者の名称		合同会社よつば
介護事業者の所在地	旧	名古屋市熱田区高蔵町 4番17号
	新	名古屋市中川区西中島一丁目 501番地
介護事業所の名称		訪問看護ステーションよつば
介護事業所の所在地		名古屋市中川区西中島一丁目 501番地
変更年月日		令和 5年 2月 1日

3 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション

介護事業所の名称		フレンズクリニック
介護事業所の所在地	旧	名古屋市西区枇杷島三丁目28番23号
	新	名古屋市西区新道一丁目21番 5号
変更年月日		令和 5年 4月 1日

4 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介護事業所の名称		フレンズクリニック
介護事業所の所在地	旧	名古屋市西区枇杷島三丁目28番23号
	新	名古屋市西区新道一丁目21番 5号
変更年月日		令和 5年 4月 1日

介護事業所の名称		フレンズデンタルクリニック
介護事業所の所在地	旧	名古屋市西区枇杷島三丁目28番23号
	新	名古屋市西区新道一丁目21番 5号
変更年月日		令和 5年 4月 1日

5 予防専門型訪問サービス

介護事業者の名称		株式会社華の花
介護事業者の所在地		名古屋市守山区竜泉寺一丁目 919番地
介護事業所の名称		ヘルパーステーション華の花

介護事業所の所在地	旧	名古屋市千種区新西二丁目 2番28号
	新	名古屋市千種区新西二丁目 3番10号
変 更 年 月 日		令和 4年 4月 1日

介護事業者の名称		株式会社B a n d e
介護事業者の所在地		名古屋市千種区今池四丁目 4番 1号
介護事業所の名称		ケアサービス絆
介護事業所の所在地	旧	名古屋市千種区今池三丁目12番13号
	新	名古屋市千種区今池四丁目 4番 1号
変 更 年 月 日		令和 4年 8月 4日

介護事業者の名称		L A G O M合同会社
介護事業者の所在地		名古屋市名東区亀の井三丁目68番地の 1
介護事業所の名称		L A G O M西山ヘルパーステーション
介護事業所の所在地	旧	名古屋市名東区にじが丘 3丁目31番地
	新	名古屋市名東区亀の井三丁目68番地の 1
変 更 年 月 日		令和 4年 7月 1日

6 生活支援型訪問サービス

介護事業者の名称		株式会社華の花
介護事業者の所在地		名古屋市守山区竜泉寺一丁目 919番地
介護事業所の名称		ヘルパーステーション華の花
介護事業所の所在地	旧	名古屋市千種区新西二丁目 2番28号
	新	名古屋市千種区新西二丁目 3番10号
変 更 年 月 日		令和 4年 4月 1日

介護事業者の名称		L A G O M合同会社
介護事業者の所在地		名古屋市名東区亀の井三丁目68番地の 1
介護事業所の名称		L A G O M西山ヘルパーステーション

介護事業所の所在地	旧	名古屋市名東区にじが丘 3丁目31番地
	新	名古屋市名東区亀の井三丁目68番地の 1
変 更 年 月 日		令和 4年 7月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 165号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 5項において準用する同
法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに
永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成
6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の
2第 5項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護
機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 5年 3月22日

名古屋市長 河 村 た か し

1 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月 日
名古屋デンタルオフィス	名古屋市北区志賀本通 2丁目14番地	令和 5年 1月 1日
水野歯科医院	名古屋市昭和区山花町 115番地の 1	令和 4年 10月16日
ありさ薬局	名古屋市中川区打出二丁目 201番地	令和 5年 3月 1日

2 通所介護

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月
-----------	-------	------

		日
デイサービスくすの木	名古屋中川区西伏屋二丁目1209番地	令和 5年 4月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 166 号

指定納付受託者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定しました。

令和 5 年 3 月 22 日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 指定納付受託者の名称
S B ペイメントサービス株式会社
- 2 指定納付受託者の主たる事業所の所在地
東京都港区海岸一丁目 7 番 1 号
- 3 指定納付受託者に納付させる歳入
名古屋市電子申請サービスによる行政文書公開請求に係る行政文書の写しの交付に要する費用等
- 4 指定納付受託者に指定した日
令和 5 年 3 月 22 日

スポーツ市民局市民生活部市政情報室

名古屋市告示第 167号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条の規定により、また、中国残留
邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者
の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例に
よるとされた生活保護法第49条の規定により、各法による医療を担当する機関
として、次の機関を指定しました。

令和 5年 3月23日

名古屋市長 河 村 た か し

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
本山メンタルクリ ニック	名古屋市千種区東山通 1丁目10番地 の 1	令和 4年12月 1日
CCクリニック	名古屋市東区泉三丁目21番15号	令和 5年 2月 1日
柴田内科クリニッ ク	名古屋市北区会所町 226番地	令和 5年 2月 1日
桜山腎泌尿器科ク リニック	名古屋市昭和区桜山町 4丁目71番地	令和 5年 2月 1日
たなか在宅クリニ ック	名古屋市中川区万場三丁目1118番地	令和 5年 1月 1日

しだみ早川整形外科	名古屋市守山区大字上志段味字大久 手下1971番地の 1	令和 5年 3月 1日
西堀形成外科大高 院	名古屋市緑区南大高二丁目 450番地	令和 5年 2月 1日

2 歯科

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
名古屋デンタルオ フィス	名古屋市北区志賀本通 2丁目14番地	令和 5年 1月 1日
藤デンタルクリニ ック	名古屋市北区大我麻町 167番地の 1	令和 5年 3月 1日
松岡歯科	名古屋市中村区椿町21番 9号	令和 5年 1月 1日
外堀通歯科クリニ ック	名古屋市中村区本陣通 3丁目54番地 の 1	令和 5年 3月 1日
水野歯科医院	名古屋市昭和区山花町 115番地の 1	令和 4年10月21日
医療法人福内会み らい歯科	名古屋市昭和区山手通 3丁目 9番地 の 1	令和 5年 3月 1日
医療法人社団M I DCみずたに歯科	名古屋市瑞穂区妙音通 3丁目22番地 の 1	令和 5年 2月 1日

3 薬局

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
ハロー薬局本陣店	名古屋市中村区松原町 2丁目22番地 の 1	令和 5年 3月 1日
くるみ薬局メイエ	名古屋市中村区名駅四丁目 6番23号	令和 5年 3月 1日

キ店		
イオン薬局第二熱田店	名古屋市熱田区六番一丁目 2番11号	令和 5年 2月25日
スギ薬局戸田北店	名古屋市中川区戸田明正二丁目 110番地	令和 5年 3月 1日
かぐら薬局志段味店	名古屋市守山区大字上志段味字大久手下1973番地の 2	令和 5年 3月 1日

4 訪問看護

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
さくら訪問看護ステーション	名古屋市昭和区桜山町 2丁目48番地の 1	令和 5年 3月 1日
ホームケアナース 暁月	名古屋市天白区原二丁目 405番地	令和 4年12月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 168号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機関から、次のとおり変更の届出がありました。

令和 5年 3月23日

名古屋市長 河 村 た か し

1 医科

医 療 機 関 名	産科、婦人科上野レディースクリニック	
所 在 地	旧	名古屋市北区大曽根一丁目28番18号
	新	名古屋市北区大曽根一丁目29番33号
変 更 年 月 日	令和 5年 2月20日	

医 療 機 関 名	フレンズクリニック	
所 在 地	旧	名古屋市西区枇杷島三丁目28番23号
	新	名古屋市西区新道一丁目21番 5号
変 更 年 月 日	令和 5年 4月 1日	

2 歯科

医 療 機 関 名	フレンズデンタルクリニック
-----------	---------------

所在地	旧	名古屋市西区枇杷島三丁目28番23号
	新	名古屋市西区新道一丁目21番 5号
変更年月日		令和 5年 4月 1日

3 薬局

医療機関名		有限会社藤ヶ丘漢方薬局
所在地	旧	名古屋市名東区一社一丁目90番地
	新	名古屋市名東区一社一丁目 100番地
変更年月日		令和 5年 1月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 169号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国
残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配
偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その
例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機
関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 5年 3月23日

名古屋市長 河 村 た か し

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
本山メンタルクリ ニック	名古屋市千種区東山通 1丁目10番地 の 1	令和 4年12月 1日
ＣＣクリニック	名古屋市東区泉三丁目21番15号	令和 5年 2月 1日
うえむら整形外科	名古屋市中川区中野新町 5丁目39番 地	令和 5年 3月11日
たなか在宅クリ ニック	名古屋市中川区万場三丁目1118番地	令和 5年 1月 1日
はせがわクリニッ ク内科・消化器内	名古屋市天白区高宮町1308番地	令和 4年10月 1日

科・皮膚科		
-------	--	--

2 歯科

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
名古屋デンタルオフィス	名古屋市北区志賀本通 2丁目14番地	令和 5年 1月 1日
藤デンタルクリニック	名古屋市北区大我麻町 167番地の 1	令和 4年12月29日
水野歯科医院	名古屋市昭和区山花町 115番地の 1	令和 4年10月16日
みずたに歯科	名古屋市瑞穂区妙音通 3丁目22番地の 1	令和 5年 2月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 170号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定医療機関の辞退

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第51条第 1項の規定により、また、中
国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定
配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、そ
の例によるとされた生活保護法第51条第 1項の規定により、各法による指定医
療機関から、次のとおり辞退の届出がありました。

令和 5年 3月23日

名古屋市長 河 村 たかし

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	辞 退 年 月 日
あおなみクリニッ ク	名古屋市港区正徳町 1丁目10番地	令和 5年 3月11日

2 歯科

医 療 機 関 名	所 在 地	辞 退 年 月 日
土屋歯科	名古屋市中川区小本本町 2丁目45番 地	令和 5年 2月28日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 171号

生活保護法による医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条の規定により、同法による医療を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 5年 3月23日

名古屋市長 河 村 たかし

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
はせがわクリニック内科・消化器内科・皮膚科	名古屋市天白区高宮町1308番地	令和 4年10月 1日

2 歯科

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人増田歯科医院	名古屋市東区東桜二丁目23番10号	令和 5年 2月 1日

3 訪問看護

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
訪問看護ステーションれんげ	名古屋市西区比良二丁目78番地	令和 5年 3月 1日
訪問看護あおぞら	名古屋市守山区下志段味三丁目2907	令和 5年 2月 1日

	番地	
--	----	--

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 172号

生活保護法による指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、同法による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 5年 3月23日

名古屋市長 河 村 た か し

1 歯科

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
増田歯科医院	名古屋市東区東桜二丁目23番10号	令和 5年 2月 1日
松岡歯科	名古屋市中村区椿町21番 9号	令和 5年 1月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 173号

生活保護法による指定医療機関の辞退

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第51条第 1項の規定により、同法による指定医療機関から、次のとおり辞退の届出がありました。

令和 5年 3月23日

名古屋市長 河 村 た か し

1 薬局

医 療 機 関 名	所 在 地	辞 退 年 月 日
杏林堂漢方薬局	名古屋市昭和区塩付通 6丁目12番地	令和 5年 3月31日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 174 号

車両制限令による道路の指定に関する告示

車両制限令（昭和36年政令第 265 号）第 3 条第 1 項第 3 号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が 4.1 メートルである道路を次のように指定し、併せて同令第10条第 1 項の規定により、当該道路を通行する高さが 3.8 メートルを超え 4.1 メートル以下の車両の通行方法を次のように定めます。

令和 5 年 3 月 23 日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定する道路の路線名及び区間

道路 の 種類	整理 番号	路 線 名	区 間	摘要
市道	1	若宮大通	名古屋市中区栄五丁目2313番地 先から 名古屋市千種区千種三丁目3911 番地先まで	附図
市道	2	加福町第 1 号線	名古屋市港区本星崎町字北3836 番 3 地先から 名古屋市南区加福町 2 丁目 3 番 1 地先まで	
県道	3	名古屋岡崎線	名古屋市天白区植田西三丁目 1120番地先から 名古屋市天白区原一丁目2213番 地先まで	

2 指定する期日

令和 5 年 4 月 1 日

3 通行方法

1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識、樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

名古屋市緑政土木局路政部道路管理課

附 図



凡 例


 今回指定する部分

名古屋市告示第 175 号

車両制限令による道路の指定に関する告示

車両制限令（昭和36年政令第 265 号）第 3 条第 1 項第 2 号イの規定により、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を次のように定めます。

令和 5 年 3 月 23 日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定する道路の路線名及び区間

道路 の 種類	整理 番号	路 線 名	区 間	摘要
市道	1	名古屋環状線	名古屋市南区加福町 2 丁目 6 番地先から 名古屋市南区港東通 2 丁目 21 番地先まで	附図
市道	2	宝生池南北第 2 号線	名古屋市南区加福町 2 丁目 6 番地先から 名古屋市港区本星崎町字南 4047 番 11 地先まで	

2 指定する期日

令和 5 年 4 月 1 日

名古屋市緑政土木局路政部道路管理課

附 図



凡 例


 今回指定する部分

名古屋市告示第 176号

有料公園施設等の供用時間の変更について

名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 2 項の規定により、次のように有料公園施設等の供用時間を変更します。

令和 5年 3月23日

名古屋市長 河 村 た か し

1 公園の名称

東山公園

2 供用時間を変更する日

令和 5年 4月 1日から同月 9日まで

3 変更内容

有料公園施設等の名称	変更前の供用時間	変更後の供用時間
動植物園 (一部区域を除く。)	午前 9時から 午後 4時30分まで	午前 9時から 午後 8時まで
植物園東駐車場 上池駐車場 星が丘駐車場 緑橋下駐車場（東山公園）	午前 8時45分から 午後 5時まで	午前 8時45分から 午後 8時30分まで
展望塔前駐車場（東山公園） (有料公園施設として供用 する場合に限る。)	午前 8時45分から 午後 5時まで	午前 8時45分から 午後 8時まで
展望塔前駐車場（東山公園） (有料公園施設として供用	午後 5時から 午後 9時30分まで	午後 8時から 午後 9時30分まで

する場合を除く。)		
-----------	--	--

名古屋市緑政土木局東山総合公園管理課

名古屋市告示第 177号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

令和 5年 3月24日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定する区域

名古屋市中川区月島町 801番の一部

2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

六価クロム化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 178号

名古屋市緑笹塚土地区画整理組合の解散認可

土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第45条第 2項の規定により、次の組合の解散について認可しました。

令和 5年 3月24日

名古屋市長 河 村 た か し

1 組合の名称

名古屋市緑笹塚土地区画整理組合

2 解散の事由

事業の完成

3 解散認可の年月日

令和 5年 3月24日

4 清算人の氏名及び住所

氏 名	住 所
村 川 豊 富	名古屋市緑区元徳重一丁目 601番地
深 川 和 雄	名古屋市緑区徳重四丁目1310番地
堀 田 克 彦	名古屋市緑区徳重二丁目 306番地
深 川 浩 一	名古屋市緑区徳重四丁目1310番地
深 川 鋭 治	名古屋市緑区徳重五丁目1310番地

名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課

名古屋市告示第 179号

身体障害者福祉法による医師の指定

身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283号）第15条第 1項に規定する医師を次のとおり指定しました。

令和 5年 3月24日

名古屋市長 河 村 た か し

主 な 診 断 場 所	医 師 氏 名	診 断 障 害 名	指定年月日
いろどり在宅クリニック (千種区)	鷺野 将也	腎臓の機能障害	令和 5年 3月 1日
名古屋市立大学医学部附属 東部医療センター (千種区)	原田 亜紀子	呼吸器の機能障害	
愛知医科大学 眼科クリニ ック M i R A I (東区)	河野 伸二郎	視覚障害	
愛知医科大学 眼科クリニ ック M i R A I (東区)	三木 篤也	視覚障害	
清水口脳神経クリニック (東区)	小栗 大吉	肢体不自由	
上飯田リハビリテーション 病院 (北区)	増田 匡	肢体不自由	

眼科三宅病院 (北区)	三宅 豪一郎	視覚障害
名古屋市立大学医学部附属 西部医療センター (北区)	小林 悟	呼吸器の機能障害
名古屋市立大学医学部附属 西部医療センター (北区)	若杉 健弘	ぼうこう・直腸、小 腸の機能障害
日本赤十字社愛知医療セン ター名古屋第一病院 (中村区)	安藤 孝志	肢体不自由
名古屋医療センター (中区)	鶴田 奈津子	視覚障害
名古屋医療センター (中区)	服部 友洋	視覚障害
日本赤十字社愛知医療セン ター名古屋第二病院 (昭和区)	海野 一雅	心臓の機能障害
名古屋大学医学部附属病院 (昭和区)	今井 則博	肝臓の機能障害
名古屋大学医学部附属病院 (昭和区)	大内田 隼	肢体不自由
名古屋大学医学部附属病院 (昭和区)	寺部 健哉	肢体不自由
名古屋大学医学部附属病院 (昭和区)	結城 賢弥	視覚障害
名古屋市立大学病院 (瑞穂区)	伊藤 剛	心臓の機能障害
名古屋アイクリニック	吉田 陽子	視覚障害

(熱田区)			
春田仁愛病院 (中川区)	飯田 邦彦	心臓の機能障害	
藤田医科大学ばんだね病院 (中川区)	伊藤 瑞規	肢体不自由	
なるけ在宅クリニック (名東区)	渡辺 伸一	肢体不自由	
よもぎ台たかぎ耳鼻咽喉科 (名東区)	高木 亮	聴覚、平衡、音声・ 言語の機能障害	

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害企画課

名古屋市告示第 180号

身体障害者福祉法による医師の指定辞退

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第 3条第 2項の規定に基づき、次のように身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283号）第15条第 1項に規定する医師の指定を辞退する旨の申出がありました。

令和 5年 3月24日

名古屋市長 河 村 た か し

主 な 診 断 場 所	医 師 氏 名	診 断 障 害 名
はちや整形外科病院 (千種区)	上田 公介	腎臓、ぼうこう・直腸 の機能障害
はちや整形外科病院 (千種区)	加藤 誠	肢体不自由
しもざとクリニック (緑区)	下郷 卓弥	呼吸器、ぼうこう・直 腸、小腸、肝臓の機能 障害
深見眼科 (名東区)	深見 洋巳	視覚障害

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害企画課

名古屋市人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 23 日

名古屋市人事委員会委員長 市 橋 克 哉

名古屋市人事委員会規則第 2 号

名古屋市人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

名古屋市人事委員会事務局組織規則（昭和26年名古屋市人事委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「の係」の次に「及び主査」を加え、同条中「試験係」を「試験係主査」に改める。

第 3 条中「分掌事務」の次に「及び主査の分担事項」を加え、同条に次のように加える。

主査（人材確保）

（1）人材確保に関すること。

第 4 条中「分掌事務」の次に「若しくは分担事項」を、「分掌外」の次に「若しくは分担外」を加え、同条に次の 1 項を加える。

2 課の分掌事務に的確かつ柔軟に対応するため必要があるときは、前項の規定にかかわらず、事務局長が指定する課に、前条に定める係の分掌事務又は主査の分担事項によらないで、課の分掌事務を行わせることができる。

第 5 条中

「
課長及び係長は、上司の命を受け、所属事務を掌理し、所属員を指揮監督する。
」

「
課長及び係長は、上司の命を受け、所属事務を掌理し、所属員を指揮監督する。
主査は、上司の命を受けて分担事項を処理する。
」

改める。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 23 日

名古屋市人事委員会委員長 市 橋 克 哉

名古屋市人事委員会規則第 3 号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年名古屋市人事委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 市長事務部局関係の表総務局本庁の項中「行政部」を「行政 D X 推進部」に、「職員部人事課人事係長」を「職員部人事課人事係長 職員部人事課人材育成係長」に、「職員部人事課人事係主事」を「職員部人事課人事係主事 職員部人事課人材育成係主事（職員の服務に関する事務を担当する者に限る。）」に、「人材育成・コンプライアンス推進室」を「コンプライアンス推進室」に改め、「（職員の服務に関する事務を担当する者に限る。）」を削り、同表財政局本庁の項中「課長 室長」を「課長」に改め、同表同局市税事務所の項中「室長 出張所長」を「室長」に改め、同表健康福祉局本庁の項中「部長 医療企画調整官」を「部長」に改め、同表同局厚生院の項中「管理部長 課長室長 主幹 附属病院長 附属病院副病院長 診療科部長 リハビリテーション科部長 検査科部長 技師長 薬剤科部長 看護部長 副看護部長」を「

課長 主幹 診療科部長」に改め、同表子ども青少年局保育園の項中「牧野池」を「牧野池、藤里」に改め、同表緑政土木局の項中

「

農業センター	所長	を
--------	----	---

」

削る。

別表第 3 教育委員会関係の表事務局の項中「教務部教職員課管理第二係長 教務部教職員課主査（教職員定数及び給与等に関する事務を担当する者に限る。）」を「教務部教職員課管理第二係長」に改め、同表中

「

野外教育センター	副所長 指導主事	を
子ども適応相談センター	所長 指導主事	

」

「

子ども適応相談センター	所長 指導主事	に
野外教育センター	副所長 指導主事	

」

改め、同表科学館の項中「主幹」を「主幹 指導主事」に改める。

別表第 5 人事委員会関係の表事務局の項中「係長」を「係長 主査」に改める。

別表第 6 監査委員関係の表事務局の項中「室長 監査第一課庶務係長」を「室長 主幹 監査管理課庶務係長」に改める。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市人事委員会事務局職員の職名及び補職名規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和 5 年 3 月 23 日

名古屋市人事委員会委員長 市 橋 克 哉

名古屋市人事委員会規則第 4 号

名古屋市人事委員会事務局職員の職名及び補職名規則の一部を改
正する規則

名古屋市人事委員会事務局職員の職名及び補職名規則（昭和34年名古屋市人
事委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「（以下「事務局」という。）」を削る。

第 2 条中「事務局職員」を「職員」に改める。

第 3 条の見出し中「事務職員の」を削り、同条第 1 項及び第 2 項中「の職」
を削り、「事務職員」を「職員」に改め、同条第 3 項中「の職」を削り、「事
務職員」を「職員」に、「事務局及び」を「人事委員会事務局及びその」に改
め、同条第 4 項中「第 1 項から第 3 項まで」を「前 4 項」に、「事務職員」を
「職員」に、「事務局」を「人事委員会事務局」に改め、同項を同条第 5 項と
し、同条第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 主査に補せられた職員の補職名は、人事委員会事務局及びその所属する課
の名を冠した主査の名称とする。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 23 日

名古屋市人事委員会委員長 市 橋 克 哉

名古屋市人事委員会規則第 5 号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和33年名古屋市人事委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第13条第 1 項中「係長段階の職」の次に「（別に人事委員会が定める職を除く。）」を加える。

第20条中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とする。

別表第 2 段階別職位表局長段階の項中「消防長」を「消防局長」に改め、同表部長段階の項中「、医療企画調整官」及び「、厚生院附属病院長、厚生院附属病院副病院長」を削り、同表課長段階の項中「、栄市税事務所上社出張所長、本陣市税事務所東海通出張所長、金山市税事務所野並出張所長」を削り、「厚生院附属病院の部長、技師長、看護部長、副看護部長」を「厚生院診療科部長」に改め、「牧野池保育園長」の次に「、藤里保育園長」を加え、「、農業センター所長」及び「、消防学校教頭」を削り、同表係長段階の項中「、厚生院附属病院の副部長、看護師長」を削る。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

定年による退職の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 23 日

名古屋市人事委員会委員長 市 橋 克 哉

名古屋市人事委員会規則第 6 号

定年による退職の特例に関する規則の一部を改正する規則

定年による退職の特例に関する規則（昭和60年名古屋市人事委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

職員の定年等に関する条例施行規則

第 1 条中「第 4 条第 5 項の規定に基づき、定年による退職の特例に関し」を「の施行に関し、」に改める。

第 2 条第 1 項を削り、同条第 2 項中「勤務延長を行う場合」を「勤務延長（条例第 4 条第 1 項の規定により引き続き勤務させることをいう。以下同じ。）を行う場合」に、「条例第 4 条第 2 項の規定により期限」を「同条第 2 項の規定により勤務延長の期限（同条第 1 項の期限又は同条第 2 項の規定により延長された期限をいう。以下同じ。）」に改め、「同条第 4 項の規定により」の次に「勤務延長の」を加え、同項を同条第 1 項とし、同条第 3 項中「申請書」を「勤務延長の期限の延長承認申請書（様式第 1 号）」に改め、同項を同条第 2

項とし、同条第4項中「異動させる必要がある場合には、」の次に「あらかじめ」を加え、同項を同条第3項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 任命権者は、前項の承認を得ようとするときは、勤務延長職員の異動承認申請書（様式第2号）を人事委員会に提出しなければならない。

第3条の見出しを「勤務延長に係る状況の報告」に改め、同条中「5月末日までに、」の次に「勤務延長の状況報告書（様式第3号）を提出して、」を加え、「勤務延長の状況を」を「勤務延長（条例附則第4項の規定により読み替えられた条例第4条第1項の規定による人事委員会の承認を得たものを除く。）の事由及び期限の状況を」に改める。

第4条を第8条とし、第3条の次に次の4条を加える。

（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）

第4条 条例第6条第1項第2号の人事委員会規則で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17第1項の規定により派遣された職員のうち、職員の給与に関する条例（昭和26年名古屋市条例第5号。以下「給与条例」という。）第8条の2第1項の規定による管理職手当に相当する手当を支給される職員の職

(2) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年名古屋市条例第1号）第2条第1項により派遣された職員のうち、給与条例第8条の2第1項の規定による管理職手当に相当する手当を支給される職員の職

(3) 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年名古屋市条例第52号）第2条第1項の規定により派遣された職員のうち、給与条例第8条の2第1項の規定による管理職手当に相当する手当を支給される職員の職（管理監督職への任用の制限の特例）

第5条 条例第10条に規定する職員の同意は、書面によって行わなければならない。

2 任命権者は、条例第9条第2項又は第4項の規定による人事委員会の承認を得ようとする場合には、異動期間の延長承認申請書（様式第4号）に前項

の職員の同意を得たことを証する書面を添えて、人事委員会に提出しなければならない。

（異動期間の延長に係る状況の報告）

第6条 任命権者は、5月末日までに、異動期間の延長の状況報告書（様式第5号）を提出して、前年の4月2日からその年の4月1日までの間に条例第9条第1項又は第3項の規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この条及び附則第2項において同じ。）が延長された管理監督職（条例第6条第1項各号に掲げる職であって同条第2項各号に掲げる職を除くものをいう。以下附則第2項において同じ。）を占める職員に係る当該異動期間の延長の状況を人事委員会に報告しなければならない。

（定年前再任用）

第7条 条例第13条の人事委員会規則で定める情報は、定年前再任用（同条の規定により採用することをいう。以下この条において同じ。）をされることを希望する者についての次に掲げる情報とする。

- (1) 人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績
- (2) 定年前再任用を行う職の職務遂行に必要とされる経験又は資格の有無その他定年前再任用を行う職の職務遂行上必要な事項

附則第2項を次のように改める。

（異動期間の延長に関する経過措置）

- 2 任命権者は、条例附則第4項の規定により読み替えられた条例第4条第1項の規定による人事委員会の承認を得ようとする場合には、異動期間を延長した職員の勤務延長の承認申請書（様式第6号）に第2条第1項の職員の同意を得たことを証する書面を添えて、人事委員会に提出しなければならない。
- 附則の次に次の6様式を加える。

勤務延長の期限の延長承認申請書

発送文書番号 号

年 月 日

（あて先）人事委員会委員長

任命権者名

職員の定年等に関する条例第 4 条第 2 項の規定により、勤務延長の期限の延長の承認について、下記のとおり申請します。

記

氏 名		生 年 月 日	年 月 日生（ 歳 月）
所 属			
補 職 名		職 種	
任 用 段 階			
定 年 年 齢		定年退職日	年 月 日
職 務 内 容			
勤 務 延 長 の 事 由			
勤 務 延 長 の 期 限	年 月 日から 年 月 日まで		
期 限 延 長 の 理 由			
期限延長後 の 期 限	年 月 日から 年 月 日まで		
その他参考 となる事項			

注 1 勤務延長の事由欄は、延長の具体的理由及び職員の定年等に関する条例第 4 条第 1 項各号のうち該当するものを記入すること。

2 本人の同意を得たことを証する書面を添付すること。

3 必要に応じ、参考となる書類を添付すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

勤務延長職員の異動承認申請書

発送文書番号 号

年 月 日

（あて先）人事委員会委員長

任命権者名

職員の定年等に関する条例施行規則第 2 条第 3 項の規定により、勤務延長職員の異動の承認について、下記のとおり申請します。

記

氏 名			生 年 月 日	年 月 日生（ 歳 月）	
異 動 前	所 属				
	補 職 名		職 種		
	任用段階				
	定年年齢		定年退職日	年 月 日	
	職務内容				
異 動 後	所 属				
	補 職 名		職 種		
	任用段階				
	定年年齢		定年退職日	年 月 日	
	職務内容				
勤 務 延 長 の 事 由					
勤 務 延 長 の 期 限	年 月 日から 年 月 日まで	異動予定日	年 月 日		
異 動 さ せ る 理 由					
その他参考 となる事項					

注 1 勤務延長の事由欄は、延長の具体的理由及び職員の定年等に関する条例第 4 条第 1 項各号のうち該当するものを記入すること。

2 必要に応じ、参考となる書類を添付すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

勤務延長の状況報告書

発送文書番号 号
年 月 日

（あて先）人事委員会委員長

任命権者名

職員の定年等に関する条例施行規則第 3 条の規定により、勤務延長の状況について下記のとおり報告します。

記

氏 名		生 年 月 日	年 月 日生（ 歳 月）
所 属			
補 職 名		職 種	
任 用 段 階			
定 年 年 齢		定年退職日	年 月 日
職 務 内 容			
勤 務 延 長 の 事 由			
勤 務 延 長 の 期 限	年 月 日から 年 月 日まで		
その他参考 となる事項			

注 1 勤務延長の事由欄は、延長の具体的理由及び職員の定年等に関する条例第 4 条第 1 項各号のうち該当するものを記入すること。

2 必要に応じ、参考となる書類を添付すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

異動期間の延長承認申請書

発送文書番号 号

年 月 日

（あて先）人事委員会委員長

任命権者名

職員の定年等に関する条例第 9 条第 2 項又は第 4 項の規定により、異動期間の延長の承認について、下記のとおり申請します。

記

氏 名		生 年 月 日	年 月 日生（ 歳 月）
所 属			
補 職 名		職 種	
任 用 段 階			
職 務 内 容			
管理監督職 勤務上限年齢		延長前の異動 期間の末日	年 月 日
異動期間延長 の 事 由			
既に延長された 異 動 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
更に期間を 延長する事由			
延 長 後 の 異 動 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
その他参考 となる事項			

注 1 異動期間延長の事由欄及び更に期間を延長する事由欄は、延長の具体的理由及び職員の定年等に関する条例第 9 条第 1 項各号又は第 3 項のうち該当するものを記入すること。

2 本人の同意を得たことを証する書面を添付すること。

3 必要に応じ、参考となる書類を添付すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

異動期間の延長の状況報告書

発送文書番号 号
年 月 日

（あて先）人事委員会委員長

任命権者名

職員の定年等に関する条例施行規則第 6 条の規定により、異動期間の延長の状況について下記のとおり報告します。

記

氏 名		生 年 月 日	年 月 日生（ 歳 月）
所 属			
補 職 名		職 種	
任 用 段 階			
職 務 内 容			
管理監督職 勤務上限年齢		延長前の異動 期間の末日	年 月 日
異動期間延長 の 事 由			
延 長 後 の 異 動 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
その他参考 となる事項			

注 1 異動期間延長の事由欄は、延長の具体的理由及び職員の定年等に関する条例第 9 条第 1 項各号又は第 3 項のうち該当するものを記入すること。

2 必要に応じ、参考となる書類を添付すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

異動期間を延長した職員の勤務延長の承認申請書

発送文書番号 号

年 月 日

（あて先）人事委員会委員長

任命権者名

職員の定年等に関する条例附則第 4 項の規定により読み替えられた同条例第 4 条第 1 項の規定により、異動期間を延長した職員の勤務延長の承認について、下記のとおり申請します。

記

氏 名		生 年 月 日	年 月 日生（ 歳 月）
所 属			
補 職 名		職 種	
任 用 段 階			
定 年 年 齢		定年退職日	年 月 日
管理監督職 勤務上限年齢		延長前の異動 期間の末日	年 月 日
職 務 内 容			
異動期間延長 の 事 由			
延長された 異 動 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
勤 務 延 長 の 事 由			
勤 務 延 長 の 期 限	年 月 日から 年 月 日まで		
その他参考 となる事項			

注 1 異動期間延長の事由欄は、延長の具体的理由及び職員の定年等に関する条例第 9 条第 1 項各号又は第 3 項のうち該当するものを記入すること。

2 勤務延長の事由欄は、延長の具体的理由及び職員の定年等に関する条例第 4 条第 1 項各号のうち該当するものを記入すること。

3 本人の同意を得たことを証する書面を添付すること。

4 必要に応じ、参考となる書類を添付すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例附則第 2 項の人事委員会規則で定める職及び職員)

- 2 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和 4 年名古屋市条例第 40 号。以下「改正条例」という。）附則第 2 項の人事委員会規則で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（同項に規定する基準日をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における改正条例による改正後の職員の定年等に関する条例（昭和 58 年名古屋市条例第 1 号。以下「新条例」という。）第 3 条に規定する定年（以下「新条例定年」という。）が基準日の前日における新条例定年（同日が令和 5 年 3 月 31 日である場合には、改正条例による改正前の職員の定年等に関する条例（以下「旧条例」という。）第 3 条に規定する定年に準じた年齢）を超える職（当該職に係る定年が新条例第 3 条に規定する定年である職に限る。）とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職

- 3 改正条例附則第 2 項の人事委員会規則で定める職員は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年（同日が令和 5 年 3 月 31 日である場合には、旧条例第 3 条に規定する定年に準じた年齢）に達している職員とする。

(暫定再任用)

- 4 改正条例附則第 3 項及び第 4 項並びに第 8 項及び第 9 項に規定する人事委員会規則で定める情報は、これらの規定に規定する者についての次に掲げる情報とする。

(1) 人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績

(2) 暫定再任用（改正条例附則第 3 項若しくは第 4 項又は第 8 項若しくは第 9 項の規定により採用することをいう。以下この項において同じ。）を行う職の職務遂行に必要とされる経験又は資格の有無その他暫定再任用を行

う職の職務遂行上必要な事項

- 5 改正条例附則第7項又は改正条例附則第10項において準用する改正条例附則第7項に規定する職員の同意は、書面によって行わなければならない。

（改正条例附則第18項の人事委員会規則で定める短時間勤務の職並びに人事委員会規則で定める者及び定年前再任用短時間勤務職員）

- 6 改正条例附則第18項の人事委員会規則で定める短時間勤務の職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（同項に規定する基準日をいう。以下同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における定年相当年齢（新条例第13条に規定する短時間勤務の職（以下この項において「短時間勤務の職」という。）を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における定年相当年齢を超える短時間勤務の職（当該職に係る定年相当年齢が新条例第3条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）とする。

（1）基準日以後に新たに設置された短時間勤務の職

（2）基準日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

- 7 改正条例附則第18項の人事委員会規則で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る定年相当年齢に達している者とする。

- 8 改正条例附則第18項の人事委員会規則で定める定年前再任用短時間勤務職員は、附則第6項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（改正条例附則第18項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。）とする。

職員の退職管理に関する規則及び職員からの苦情の申出及び相談に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 23 日

名古屋市人事委員会委員長 市 橋 克 哉

名古屋市人事委員会規則第 7 号

職員の退職管理に関する規則及び職員からの苦情の申出及び相談
に関する規則の一部を改正する規則

(職員の退職管理に関する規則の一部改正)

第 1 条 職員の退職管理に関する規則（平成28年名古屋市人事委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第23条第 1 項第 2 号中「法第28条の 4 第 1 項又は第28条の 5 第 1 項」を「法第22条の 4 第 1 項」に改める。

(職員からの苦情の申出及び相談に関する規則の一部改正)

第 2 条 職員からの苦情の申出及び相談に関する規則（平成17年名古屋市人事委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「法第28条の 4 若しくは第28条の 5」を「法第22条の 4 第 1 項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和 4 年名古屋市条例第40号）附則第 3 項若しくは第 4 項又は第 8 項若しくは第 9 項の規定により採用された職員に対するこの規則による改正後の職員の退職管理に関する規則第23条第 1 項第 2 号の規定の適用については、同号中「法第22条の 4 第 1 項」とあるのは「職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和 4 年名古屋市条例第40号）附則第 3 項若しくは第 4 項又は第 8 項若しくは第 9 項」とする。
- 3 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例附則第 3 項若しくは第 4 項又は第 8 項若しくは第 9 項の規定により採用された職員に対するこの規則による改正後の職員からの苦情の申出及び相談に関する規則第 2 条第 3 項の規定の適用については、同項中「法第22条の 4 第 1 項」とあるのは「職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和 4 年名古屋市条例第40号）附則第 3 項若しくは第 4 項又は第 8 項若しくは第 9 項」とする。

職員の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 24 日

名古屋市人事委員会委員長 市 橋 克 哉

名古屋市人事委員会規則第 8 号

職員の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則（昭和26年名古屋市人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

本則（第 1 条第 5 項を除く。）中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第 1 条第 2 項中「第28条の 5 第 1 項」を「第22条の 4 第 1 項」に改め、同条第 3 項各号列記以外の部分を次のように改める。

条例第 2 条第 4 項の規定に基づき、人事委員会が定める勤務時間の割振りは、別表第 3 に定める始業の時刻から同表に定める終業の時刻までの間において 1 日 12 時間以下とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する職員で、同項に規定する申告のうち休憩時間が 45 分となる申告をした者については、別表第 1 の勤務区分欄の B から I までの区分に定める勤務時間の割振りの間において 1 日 7 時間 45 分とする。

第1条第3項第1号中「ある子」の次に「（配偶者等（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）及び日常生活において対等な立場で継続的な共同生活を営む関係にあると市長が認める者等をいう。以下同じ。）の子を含む。以下この項及び第1条の6において同じ。）」を加え、同条第4項中「「別表第1」とあるのは「別表第2」」を「「別表第3に定める始業の時刻から同表に定める終業の時刻まで」とあるのは「別表第2の勤務区分欄のDからGまでの区分に定める勤務時間の割振り」と、「12時間以下」とあるのは「6時間」と、「別表第1」とあるのは「別表第2」と、「BからIまで」とあるのは「B、C又はHからKまで」」に改め、同条第5項中「、人事委員会の承認（再任用短時間勤務職員に係るものを除く。）を得て」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合（定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間又は勤務時間の割振りについて別段の定めをする場合を除く。）においては、人事委員会の承認を得るものとする。

第1条に次の1項を加える。

6 条例第2条第4項の規定に基づき、人事委員会規則で定める期間は、月の初日から末日までとする。

第1条の6第2項及び第3項中「配偶者」を「配偶者等」に改め、同条第8項及び第9項中「命じてはならない」を「させてはならない」に改める。

第8条中「第14条第4号」を「第14条第1号、第4号及び第6号」に改める。

第10条第1項第1号から第3号までの規定中「配偶者」を「配偶者等」に改め、同項に次の1号を加える。

(5) 日常生活において対等な立場で継続的な共同生活を営む関係にあると市長が認める者等及びその者の父母

別表第1を次のように改める。

別表第 1

勤務区分	勤務時間の割振り
A	午前 8 時45分から午後 5 時30分まで
B	午前 8 時45分から午後 5 時15分まで
C	午前 9 時から午後 5 時30分まで
D	午前 7 時15分から午後 3 時45分まで
E	午前 7 時45分から午後 4 時15分まで
F	午前 8 時15分から午後 4 時45分まで
G	午前 9 時30分から午後 6 時まで
H	午前10時から午後 6 時30分まで
I	午前10時30分から午後 7 時まで

別表第 2 の次に次の 1 表を加える。

別表第 3

始業の時刻	終業の時刻
午前 7 時15分	午後 4 時
午前 7 時45分	午後 4 時30分
午前 8 時15分	午後 5 時
午前 8 時45分	午後 5 時30分
午前 9 時15分	午後 6 時
午前 9 時45分	午後 6 時30分
午前10時15分	午後 7 時
	午後 7 時30分
	午後 8 時
	午後 8 時30分
	午後 9 時
	午後 9 時30分
	午後10時

附 則

- 1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和 4 年名古屋市条例第40号）附則第 8 項又は第 9 項の規定により採用された職員は、この規則による改正後の職員の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則第 1 条第 2 項に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなす。

職務に専念する義務の免除基準に関する規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和 5 年 3 月 24 日

名古屋市人事委員会委員長 市 橋 克 哉

名古屋市人事委員会規則第 9 号

職務に専念する義務の免除基準に関する規則の一部を改正する規
則

第 1 条 職務に専念する義務の免除基準に関する規則（昭和26年名古屋市人事
委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 6 号の 2 中「第28条の 4 第 1 項、第28条の 5 第 1 項又は第28条の
6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」
という。）のうち、同法第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、
「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条
第 8 号中「傷病の療養」の次に「（がん（公務又は外国の地方公共団体の機
関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年名古屋市条例第 1
号）に定める派遣職員の派遣先の機関、公益的法人等への職員の派遣等に関
する条例（平成13年名古屋市条例第52号。以下「公益的法人等派遣条例」と
いう。）第 2 条第 1 項の規定により派遣された職員（以下「職員派遣された
職員」という。）の派遣先の団体又は公益的法人等への一般職の地方公務員

の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者（以下「退職派遣者」という。）の公益的法人等派遣条例第10条各号に掲げる特定法人（以下「職員派遣団体等」という。）における業務に起因するものを除く。第3条第1項第4号ウにおいて同じ。）治療に係る通院等を含む。）」を加え、同条第9号中「子」の次に「（配偶者等（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）及び日常生活において対等な立場で継続的な共同生活を営む関係にあると市長が認める者等をいう。以下同じ。）の子を含む。第9号の3及び第3条第1項第6号において同じ。）」を加え、同条第9号の3中「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を「等」に改め、同条第10号中「配偶者」を「配偶者等」に改める。

第2条の2第4項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「前条第15号」を「前条第8号の2及び第15号」に改め、同条第5項を削る。

第3条第1項第4号を次のように改める。

(4) 第2条第8号の場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる日数又は時間

ア 公務傷病又は職員派遣団体等における業務上の傷病の療養の場合
任命権者が別に定める日数（時間単位で職務に専念する義務を免除されることができるものとし、1日の勤務時間の一部について職務に専念する義務を免除される場合にあっても1日とみなす。）

イ その他の傷病の療養の場合 引き続いて180日以内（臨時的に任用される職員にあっては引き続いて90日以内、会計年度任用職員（6月以上の任期が定められている者又は6月以上継続勤務している者に限る。）のうち1週間の勤務日数が5日（週以外の期間によって勤務日数が定められている職員にあっては1年間の勤務日数が217日以上）である者については1年度につき75日以内、1週間の勤務日数が4日（週以外の期間によって勤務日数が定められている職員にあっては1年間の勤務日数が169日以上216日以下）である者については1年度につき60日以内、1週間の勤務日数が3日（週以外の期間によって勤

務日数が定められている職員にあっては1年間の勤務日数が121日以上168日以下)である者については1年度につき45日以内、1週間の勤務日数が2日(週以外の期間によって勤務日数が定められている職員にあっては1年間の勤務日数が73日以上120日以下)である者については1年度につき30日以内、1週間の勤務日数が1日(週以外の期間によって勤務日数が定められている職員にあっては1年間の勤務日数が48日以上72日以下)である者については1年度につき15日以内、その他の会計年度任用職員のうち1年度の勤務日数が121日以上である者については1年度につき45日以内、1年度の勤務日数が73日以上120日以下である者については1年度につき30日以内、1年度の勤務日数が48日以上72日以下である者については1年度につき15日以内)

ウ がん治療に係る通院等の場合 任命権者が別に定める時間

第3条第1項第9号及び第10号中「配偶者」を「配偶者等」に改め、同条第2項中「及び再任用職員」を削り、「とき」の次に「(前項第4号ウに掲げる場合に該当して職務に専念する義務を免除されたときを除く。)」を加え、同条第6項中「及び再任用職員」を削る。

第2条 職務に専念する義務の免除基準に関する規則の一部を次のように改正する。

第3条第1項第4号イ中「180日」を「90日」に、「臨時的に任用される職員」を「任命権者が別に定める職員にあっては引き続き90日を超えて必要と認められる日数、地方公務員法第22条に規定する条件付採用になっている職員」に、「90日」を「180日」に改め、同条第2項中「1年」を「6月」に改め、「又は引き続き同一の傷病(公務(職員派遣団体等における業務を含む。)若しくは通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項に規定する通勤(職員派遣された職員(公益的法人等派遣条例第2条第1項第2号の規定により派遣された者を除く。))及び退職派遣者)にあっては、職員派遣団体等において就いていた業務に係る労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条第2項に規定する通勤)をいう。)に起因する傷病又は結核性疾患を除く。))により地方公務員法第28条第2項第1号の規定に基づき休職し、当該休職から復職した日から6月以内」を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条及び附則第 3 項の規定は、令和 6 年 4 月 1 日（以下「一部施行日」という。）から施行する。
- 2 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和 4 年名古屋市条例第 40 号）附則第 3 項若しくは第 4 項又は第 8 項若しくは第 9 項の規定により採用された職員に対する第 1 条の規定による改正後の職務に専念する義務の免除基準に関する規則第 2 条第 6 号の 2、第 2 条の 2 第 4 項並びに第 3 条第 1 項、第 2 項及び第 6 項の規定の適用については、第 2 条第 6 号の 2 中「同法」とあるのは「職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和 4 年名古屋市条例第 40 号）附則第 3 項若しくは第 4 項又は第 8 項若しくは第 9 項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用職員」という。）のうち、地方公務員法」と、「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「暫定再任用短時間勤務職員」と、第 2 条の 2 第 4 項中「定年前再任用短時間勤務職員については、前条第 8 号の 2 及び第 15 号」とあるのは「暫定再任用職員については前条第 15 号の規定を、暫定再任用短時間勤務職員については同条第 8 号の 2」と、第 3 条第 1 項第 4 号イ中「15 日以内）」とあるのは「15 日以内、暫定再任用短時間勤務職員のうち 1 週間の勤務時間が 30 時間であり、1 週間の勤務日数が 4 日である者については 1 年度につき 60 日以内、1 週間の勤務時間が 22 時間 30 分である者については 1 年度につき 45 日以内、その他の暫定再任用職員については 1 年度につき 75 日以内）」と、同条第 2 項及び第 6 項中「会計年度任用職員」とあるのは「会計年度任用職員及び暫定再任用職員」とする。
- 3 令和 6 年 3 月 31 日現に第 2 条の規定による改正前の職務に専念する義務の免除基準に関する規則（以下「改正前規則」という。）第 2 条第 8 号の規定により職務に専念する義務を免除され、引き続き一部施行日において第 2 条の規定による改正後の職務に専念する義務の免除基準に関する規則（以下「改正後規則」という。）第 2 条第 8 号の規定により職務に専念する義務を免除された職員に対する改正後規則第 3 条第 1 項第 4 号及び同条第 2 項の規

定の適用については、令和 6 年 3 月 31 日現に改正前規則第 2 条第 8 号の規定により職務に専念する義務を免除された期間（引き続き一部施行日において改正後規則第 2 条第 8 号の規定により職務に専念する義務を免除された期間に限る。）及び当該期間の末日の翌日から改正後規則第 2 条第 8 号の規定により職務に専念する義務を免除された期間中に限り、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。

名古屋市農業委員会告示第 2号

名古屋市農業委員会会長の選出について

名古屋市農業委員会の会長が次のとおり選出されたので、名古屋市農業委員会規程第 5条の規定により告示する。

令和 5年 3月22日

名古屋市農業委員会

氏 名	布目 巳佐子
就任年月日	令和 5年 3月20日

農業委員会事務局農政課

名古屋市農業委員会事務局規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 5年 3月24日

名古屋市農業委員会会長 布目 巳佐子

名古屋市農業委員会規程第 1号

名古屋市農業委員会事務局規程の一部を改正する規程

名古屋市農業委員会事務局規程（平成11年名古屋市農業委員会規程第 4号）
の一部を次のように改正する。

第 2条第 1項農政課の項中「主査（農地利用等調整）」を削る。

第 4条第 1項中次の 1項を削る。

主査（農地利用等調整）

(1) 農地利用等の調整に関すること。

別表第 1中

「

農政課	農政係 主査（農地利 用等調整）	市役所内	市全域
-----	------------------------	------	-----

」

を

「

農政課	農政係	市役所内	市全域
-----	-----	------	-----

」

に改め、別表第 3 中

「

農政課主査（農地利用等調整）	緑政土木局都市農業課主査（都市農業支援）の職にある者
----------------	----------------------------

」

を削る。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市農業委員会事務局長以下代決規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 5年 3月24日

名古屋市農業委員会会長 布目 巳佐子

名古屋市農業委員会規程第 2号

名古屋市農業委員会事務局長以下代決規程の一部を改正する規程

第 2条第 1項第 4号中「消去・利用停止」を「利用停止」に改める。

附 則

この規程は、令和 5年 4月 1日から施行する。

名古屋市固定資産評価審査委員会告示第 1 号

名古屋市固定資産評価審査委員会規程（昭和26年名古屋市固定資産評価審査委員会告示第 2 号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 3 月 22 日

名古屋市固定資産評価審査委員会

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
（記録の閲覧） 第 25 条 （略） 2 前項の閲覧は、次に掲げる各号の<u>一</u>に該当する者でなければ閲覧することができない。 (1)から(3)まで （略） 3 （略） 第 27 条 第 25 条第 1 項に規定する記録は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、これを公開しない。 (1)・(2) （略） (3) <u>名古屋市個人情報保護条例（平成 17 年名古屋市条例第 26 号）第 18 条</u>の規定に基づきその写しの交付を請求する場合	（記録の閲覧） 第 25 条 （略） 2 前項の閲覧は、次に掲げる各号の<u>いずれかに</u>該当する者でなければ閲覧することができない。 (1)から(3)まで （略） 3 （略） 第 27 条 第 25 条第 1 項に規定する記録は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、これを公開しない。 (1)・(2) （略） (3) <u>個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 76 条</u>の規定に基づきその写しの交付を請求する場合

附 則

- 1 この規程は、令和５年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日前にこの規程による改正前の名古屋市固定資産評価審査委員会規程第27条第３号の規定による請求がされた場合における記録の写しの交付については、なお従前の例による。

名古屋市固定資産評価審査委員会告示第2号

名古屋市固定資産評価審査委員会情報あんしん条例施行規程（平成16年名古屋市固定資産評価審査委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月22日

名古屋市固定資産評価審査委員会

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
目次 第1章～第2章 （略） <u>第3章 電子情報の保護対策</u> <u>第1節 人的情報保護対策（第21条）</u> <u>第2節 物理的情報保護対策（第22条－第24条）</u> <u>第3節 技術的情報保護対策（第25条）</u> 附則 （趣旨） 第1条 この規程は、名古屋市情報あんしん条例（平成16年名古屋市条例第41号。<u>以下「条例」という。</u>）及び名古屋市情報あんしん条例施行細則（平成16年名古屋市規則第50号。以下「規則」という。）に基づき、名古屋市固定資産評価審査委員会（以下「委員会」という。）における情報の保護及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。 （行政文書の取扱いの原則） 第3条 行政文書を取り扱うに当たっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 法令（規則第10条第1号に規定する法令をいう。<u>以下同じ。</u>）	目次 第1章～第2章 （略） 附則 （趣旨） 第1条 この規程は、名古屋市情報あんしん条例（平成16年名古屋市条例第41号）及び名古屋市情報あんしん条例施行細則（平成16年名古屋市規則第50号。以下「規則」という。）に基づき、名古屋市固定資産評価審査委員会（以下「委員会」という。）における情報の保護及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。 （行政文書の取扱いの原則） 第3条 行政文書を取り扱うに当たっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 法令（規則第10条第1号に規定する法令をいう。）に定める

に定める文書事務に関する事項を遵守すること。

(2) (略)

(3) 行政文書を滅失又はき損することのないよう、丁寧に取り扱うこと。

(4)・(5) (略)

(行政文書の閲覧区分)

第8条 (略)

2 文書管理システム(規則第2条第6号に規定する文書管理システムをいう。以下同じ。)により行政文書を作成する場合は、閲覧区分の設定を行わなければならない。この場合において、名古屋市個人情報保護条例(平成17年名古屋市条例第26号)第9条に規定する個人情報又は秘密とすべき情報を含む行政文書の閲覧区分は、事務室内又は委員及び回議者のみとしなければならない。

(保存期間の延長)

第15条 統括書記は、次の各号に掲げる行政文書については、第6条第2項の規定にかかわらず、保存期間の満了する日後においても、それぞれ当該各号に定める期間が経過する日までの間、その保存期間を延長しなければならない。この場合において、次の各号のいずれかに該当する行政文書が他の号にも該当するときは、それぞれの期間が経過する日のいずれか遅い日までの間、その保存期間を延長するものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 開示請求、訂正請求又は消去・利用停止請求があったもの 名古屋市個人情報保護条例第23条各項、第36条第1項若しくは第2項又は第44条第1項若しくは第2項の決定の日の翌日から起算して1年間

文書事務に関する事項を遵守すること。

(2) (略)

(3) 行政文書を滅失又は毀損することのないよう、丁寧に取り扱うこと。

(4)・(5) (略)

(行政文書の閲覧区分)

第8条 (略)

2 文書管理システム(規則第2条第6号に規定する文書管理システムをいう。以下同じ。)により行政文書を作成する場合は、閲覧区分の設定を行わなければならない。この場合において、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)第2条第3項に規定する要配慮個人情報又は秘密とすべき情報を含む行政文書の閲覧区分は、事務室内又は委員及び回議者のみとしなければならない。

(保存期間の延長)

第15条 統括書記は、次の各号に掲げる行政文書については、第6条第2項の規定にかかわらず、保存期間の満了する日後においても、それぞれ当該各号に定める期間が経過する日までの間、その保存期間を延長しなければならない。この場合において、次の各号のいずれかに該当する行政文書が他の号にも該当するときは、それぞれの期間が経過する日のいずれか遅い日までの間、その保存期間を延長するものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 開示請求、訂正請求又は利用停止請求があったもの 個人情報保護法第82条各項の決定又は個人情報保護法第93条各項若しくは第101条各項の決定(名古屋市個人情報保護条例(令和4年名古屋市条例第56号)第7条第2項において準用する個人情報

報保護法第81条の規定により拒否した場合の決定を含む。) の日の翌日から起算して1年間

第3章 電子情報の保護対策

第1節 人的情報保護対策

(電子情報の保護及び管理に関する研修)

第21条 統括書記は、委員会の書記に対して、電子情報の保護及び管理に関し、必要な知識を習得させるための研修を実施しなければならない。

第2節 物理的情報保護対策

(一般電子計算機の管理)

第22条 統括書記は、一般電子計算機について、情報の漏えい、滅失又はき損を防止するために、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 一般電子計算機の盗難、盗聴又は盗み見等を防止するために必要な措置
- (2) 一般電子計算機のハードウェア又はソフトウェアの変更等を行う場合に必要な措置
- (3) 一般電子計算機の操作の制限に関する措置
- (4) 前3号に定めるもののほか、一般電子計算機の適切な管理に関し必要な措置

(通信機器の管理)

第23条 統括書記は、通信機器について、情報の漏えい、滅失又はき損を防止するために、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 通信機器の適切な設置に関する措置
- (2) 通信機器に電子計算機を接続する手続及び注意事項に関する措置
- (3) 通信機器について、情報の漏えい、滅失又はき損を発見した場合の措置

(4) 前 3 号に定めるもののほか、
通信機器の適切な管理に関し必
要な措置

第 24 条 この節に定めるもののほか、
物理的情報保護対策については、
市長の事務部局の例による。

第 3 節 技術的情報保護対
策

(情報システムの保守及び運用等
)

第 25 条 情報システムの保守及び運
用等に関する技術的情報保護対策
については、市長の事務部局の例
による。

附 則

- 1 この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現にこの規程による改正前の名古屋市固定資産評価審査委員会情報あんしん条例施行規程第 15 条第 5 号に該当している行政文書の保存期間の延長については、なお従前の例による。

名古屋市上下水道局管理規程第10号

名古屋市情報あんしん条例施行規程（平成16年名古屋市上下水道局管理規程第19号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月20日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

「配付」を「配布」に改める。

題名を次のように改める。

名古屋市上下水道局情報あんしん条例施行規程

「第3章 電子情報の保護対策

第1節 人的情報保護対策（第53条・第54条）

目次中 第2節 物理的情報保護対策（第55条—第61条）を削り、「第

第3節 技術的情報保護対策（第62条—第66条）

第4章 自己点検（第66条の2・第66条の3）」

5章」を「第3章」に、「第67条」を「第53条」に改める。

第2条第3号中「終わった文書」を「終わった行政文書」に改める。

第11条第2項中「名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号）第9条に規定する個人情報」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条第3項に規定する要配慮個人情報」に改める。

第13条第1項中「総務部調査課」を「経営本部総務部調査課」に改める。

第15条第2項中「総務局行政部法制課」を「総務局行政DX推進部法制課」に改める。

第42条第2項中「者」を「職員」に改める。

第43条第1項第5号中「消去・」を削り、「名古屋市個人情報保護条例第23条各項、第36条第1項若しくは第2項又は第44条第1項若しくは第2項の決定」を「個人情報保護法第82条各項の決定又は個人情報保護法第93条各項若しくは

第101条各項の決定（名古屋市個人情報保護条例（令和4年名古屋市条例第56号）第7条第2項において準用する個人情報保護法第81条の規定により拒否した場合の決定を含む。）」に改める。

第45条第6項に後段として次のように加える。

この場合において、所管課公所長又は情報システム管理者が行政文書の廃棄を本市以外の者に委託するときは、証明書等により当該廃棄の委託を受けた者が確実に廃棄したことを確認するものとする。

第3章及び第4章を削る。

第5章中第67条を第53条とする。

第5章を第3章とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程の施行の際、現にこの規程による改正前の名古屋市情報あんしん条例施行規程第43条第1項第5号に該当している行政文書の保存期間の延長については、なお従前の例による。

名古屋市上下水道局管理規程第11号

名古屋市水道給水条例施行規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第52号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月22日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

第1号様式（その2）を次のように改める。

第1号様式（その2）（第2条関係）

給水装置工事申込書（支管分岐工事用）

年 月 日

（宛先）名古屋市上下水道局長

私（申込者）は、次の各号に掲げる事項を誓約した上で、給水装置工事（支管分岐工事）を申し込みます。

- （1）本件工事及び本件給水装置に係る事項につき、利害関係人その他第三者から異議が発生した場合は、私（申込者）の責任で一切解決します。
- （2）納期限を経過しても工事費が納入されない場合には、本件申込みを取り消されても異議を申し立てません。

装 置 種 別		専 ・ 共	受 付	年 月 日		
水 栓 番 号		第 号		第 号		
装 置 住 所		摘 要				
申 込 者	住所・電話				電話（ ） —	
	ふりがな					
	氏 名					

☐ 私（申込者）は、本管所有者の承諾を得ましたので、支管分岐承諾書を提出します。

☐ 私（申込者）は、支管分岐工事をするにあたり、民法第213条の2第3項の規定により、通知しましたので、通知報告書を提出します。

私（申込者）は、次の者を、本件工事に関する代理人として選任します。

※ 代理人を選任しない場合には、記入しないでください。

代 理 人	住所・電話	電話（ ） —	
	ふりがな		
	氏 名		
本件工事に係る費用の納入及び返還については、次の1又は2のうち、○を付したとおりとします。			
1 私（申込者）が処理します（代理人には処理させません。）。			
2 代理人に処理させます。ただし、次の各費用のうち、○を付したものに限りです。 (1) 設計審査手数料 (2) 基本工事費 (3) 直接工事費			

（注）1. 太線内を記入してください。

2. 該当する□の中にレ印を記入してください。

3. この申込による給水装置工事には、名古屋市水道給水条例の適用があります。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際、現にこの規程による改正前の名古屋市水道給水条例施行規程（以下「改正前規程」という。）の規定に基づいて提出されている申込書は、この規程による改正後の名古屋市水道給水条例施行規程（以下「改正後規程」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この規程の施行の際、改正前規程の規定により調製されている用紙でなお残量のあるものについては、改正後規程の規定にかかわらず、当分の間、改正後規程の様式の要件を満たすよう修正して使用することができる。

名古屋市交通局告示第6号

なごや観光ルートバス メーグル 1DAYチケットの発行及び なごや観光ルートバスに乗車できる乗車券の種類について

乗合自動車乗車料条例施行規程（昭和28年名古屋市交通局管理規程第35号）第23条第2項の規定に基づき、なごや観光ルートバス メーグル 1DAYチケット（以下「1DAYチケット」という。）を次のように発行します。なお、なごや観光ルートバス メーグル 1DAYチケットの発行及びなごや観光ルートバスに乗車できる乗車券の種類について（令和4年名古屋市交通局告示第10号。以下「旧告示」という。）は、令和5年3月31日限り廃止します。

令和5年3月23日

名古屋市交通局長 小林 史郎

1 料金

- (1) 大人 500円
- (2) 小児 250円

2 有効期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで（なごや観光ルートバスの運行日に限ります。）

3 発行場所

なごや観光ルートバス車内とします。ただし、必要に応じて他の場所でも発行することがあります。

4 使用条件

1DAYチケットは、1枚で1人が有効期間内の使用日1日に限り、なごや観光ルートバス及び都心ループバスに限って使用することができ、その使用回数を制限しません。

5 発行期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

6 料金の払戻し

1DAYチケットの払戻しは行いません。

7 不正使用

1DAYチケットの不正使用に係る乗車料金及び増料金については、バス全線一日乗車券の例によります。

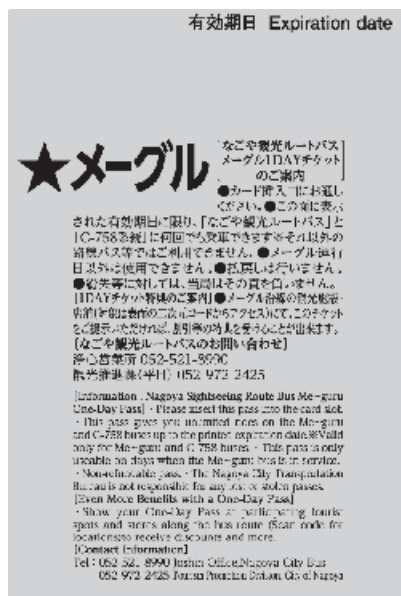
8 様式

(1) 大人券

(表)



(裏)

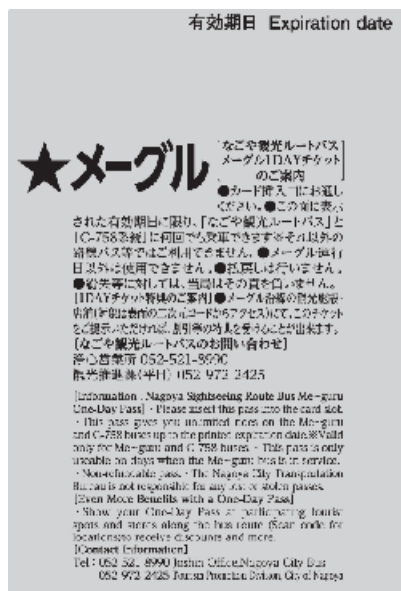


(2) 小児券

(表)



(裏)



9 乗車券の種類

前各項に定める乗車券のほか、なごや観光ルートバスに乗車できる乗合自動車の乗車券は、次表のとおりとします。

区 分	乗車できる乗合自動車の乗車券
普 通 券	普通券
カード乗車券	I Cカード乗車券
特別の乗車券	共通一日乗車券、ドニチエコきっぷ及び一日乗車券
割引乗車券	割引券
無 料 乗 車 券	福祉特別乗車券、敬老パス及び中学3年生応援きっぷ

なお、定期券及び家族割引普通券では、なごや観光ルートバスに乗車することはできません。

10 その他

旧告示により発行又は発行したものとみなした乗車券は、この告示により発行された1DAYチケットとみなします。

名古屋市交通局営業本部自動車部管理課

土地改良区の役員の退任の公告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、海東土地改良区の役員が次のように退任した旨の届出がありました。

令和 5年 3月23日

名古屋市長 河 村 た か し

退任役員

理事 岩田 公雄 名古屋市港区西福田三丁目 922番地

名古屋市緑政土木局都市農業課

土地改良区の役員の退任の公告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、茶屋新田土地改良区の役員が次のように退任した旨の届出がありました。

令和 5年 3月23日

名古屋市長 河 村 た か し

退任役員

理事 鈴木 光男 名古屋市港区大西一丁目 115番地

名古屋市緑政土木局都市農業課